

「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく
施策のフォローアップ調査票

平成27年6月19日

農林水産業・地域の活力創造本部

目次

1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進	
① F B I 戦略による食文化・食産業のグローバル展開	1
② 国産農水産物の輸入品からのシェア獲得、和食・和の文化の次世代継承と国内外への発信、学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及	6
③ 国内外の需要の取り込みの前提となる食の安全と消費者の信頼の確保	12
2. 6次産業化等の推進	
① 農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）出資案件の形成促進	16
② 農工商連携、医福食農連携等の6次産業化、地理的表示保護制度の導入、異分野融合研究の推進	17
③ 次世代施設園芸等の生産・流通システムの高度化の推進	21
④ 新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用	23
⑤ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化	25
⑥ 食品ロス削減の推進	27
⑦ 企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備	28
3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減	
① 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等	30
② 多様な担い手の育成・確保（法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入）	32
③ 女性農業経営者の能力の積極的な活用（農業女子プロジェクト、ビジネス発展支援等）	34
④ 高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等	35
⑤ 経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等	37
4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設	39
5. 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進	42
6. 人口減少社会における農山漁村の活性化	
① 農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティ活性化の推進	43
② 福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり	47
③ 優良事例の横展開・ネットワーク化	50
④ 消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興	51
⑤ 歴史的景観、伝統、自然等の保全・活用を契機とした農山漁村活性化	52
⑥ 鳥獣被害対策の推進	54
7. 林業の成長産業化	
① C L T（直交集成板）等の新たな製品・技術の開発・普及のスピードアップに向けた環境整備、公共建築物の木造化、木質バイオマスの利用促進等による新たな木材需要の創出	56
② 需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の構築	59
③ 適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持・向上	61
8. 水産日本の復活	
① 水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進	62
② マーケットインの発想による生産から加工・流通、販売・輸出の各段階の取組の強化による消費・輸出拡大	63
③ 浜と食卓の結びつきの強化	64
9. 東日本大震災からの復旧・復興	
① 復興交付金等を活用した施策の推進	65
② 「新しい東北」の実現に向けた施策の推進と成長戦略等に基づく各省の施策について東北での重点的な展開の推進	67
③ 風評被害対策や産業復興の推進のためのタスクフォースの下、被災地産食品の信頼回復を図る	69

政策の展開方向	1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進
展開する施策	① F B I 戦略による食文化・食産業のグローバル展開
関連する目標	2020年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に倍増させ、その実績を基に、新たに2030年に5兆円の実現を目指す目標を掲げ、具体策を検討
目標の進捗状況	4,497億円(2012年)→6,117億円(2014年)(※目標:1兆円(2020年)) (KPI達成のため2020年の1兆円まで直線的に輸出が拡大すると仮定した場合の5,873億円を上回っている。)
施策の実施状況	<p><u>Made FROM Japan</u> 平成26年度、平成27年度とも、 ○海外向けとしては、 ・在外公館やクールジャパン関係府省と連携し、総理等によるトップセールス、ジャパンパビリオンでの日本食普及イベント ・海外の料理学校や給食事業者等と連携し、日本産食材使用メニューの開発 ・海外主要都市での日本食文化週間の実施 ・海外有カメディア等を活用した日本食・食文化の魅力発信を実施。 ○国内向けとしては、消費者や食関係者等を対象に、和食継承に資するセミナー・シンポジウムやイベントを実施。</p> <p><u>Made BY Japan</u> 【官民合同コンソーシアム】 ○海外日本食レストランの連携のあり方検討委員会 ・平成26年に3回開催し、「日本食文化の発信力強化のための海外レストランとの連携方策」の提言を作成。 ○日本食文化普及・継承のための官民合同協議会 ・平成27年2月に第1回官民合同協議会を開催し、「日本食魅力発信アクションプラン10」を策定。 ・今後、半年に1回を目途に協議会を開催。</p> <p>【グローバル・フードバリューチェーン戦略】 ・グローバル・フードバリューチェーン戦略に基づき、二国間政策対話として、官民が連携し、平成26年6月にベトナムと、9月にミャンマーとハイレベル会合を実施。同年12月にブラジルと、平成27年5月に南アフリカとの対話を実施。ベトナムとの政策対話に参加したクールジャパン機構が、平成26年9月に、輸出環境の整備として、ベトナムにおけるコールドチェーン整備のための物流事業への出資を決定。 ・平成26年度にグローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会3回に加え、アセアン部会2回、分野別研究会3回を開催。平成27年5月にグローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会インド部会を開催。</p> <p>【A-FIVE とクールジャパン機構の連携】 ・株式会社農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)と株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)においては、双方で連携を図</p>

ることができる関係を構築。

【ジャパブランド防衛のための共同監視体制】

- ・ 海外における知的財産の侵害に対処するため、「農林水産知的財産保護コンソーシアム」を設置し商標の共同監視や模倣品等に係る海外現地調査を実施。
- ・ 平成 27 年度予算においても、平成 26 年度同様コンソーシアムを設け、商標の共同監視や模倣品等に係る海外現地調査を実施する予定。

【日本食の普及を行う人材の育成】

- ・ 平成 26 年 2 月より、日本料理を学ぶ外国人調理師の在留資格要件を緩和（要件を満たせば、2 年間日本料理の調理業務に従事する活動が可能に）。
- ・ 海外の料理学校を活用した日本料理講習会で、海外の日本食料理人を育成
- ・ 平成 27 年 4 月に、外国人の技能実習 2 号移行対象職種（最長 3 年間の技能実習が可能）に惣菜製造業を追加。

【JETRO との連携等による海外展開】

- 日系食品関連企業の海外展開支援のため、JETRO と連携し、平成 26 年度は企業間の連絡協議会を 14 都市で実施。平成 27 年度は 16 都市で実施予定。
- 日本の外食産業の海外進出を支援するため、平成 27 年度から、
 - ・ アメリカ、タイ等、海外主要都市の有力商業施設への出店を希望する企業の調査団派遣や仮店舗の出店
 - ・ アジア、北米、欧州の数カ国において商圈マップの作成・拡充・更新
 - ・ インドネシア、ブラジル等において和食の魅力を海外食事業者へ伝えることを目的とした日本招聘プログラムを実施予定。

Made IN Japan

【見本市、商談会】

- ・ 輸出総合サポートプロジェクト事業により JETRO による海外見本市、海外・国内商談会、総理や閣僚の外遊時のトップセールス等の輸出事業者支援を実施。平成 27 年度は、更に JETRO との連携を強め、品目別輸出団体の取組支援、海外におけるマーケティング拠点の設置等を実施。

【品目別輸出団体】

- ・ 輸出戦略実行委員会の議論を踏まえ、コメ・コメ加工品、牛肉（畜産物）、日本茶、林産物、花き、水産物、青果物の品目別輸出団体を設立。今後、更に JETRO と連携し、これらの輸出団体のジャパブランド育成、産地連携の各種取組を支援。

【輸出戦略実行委員会】

- ・ 平成 26 年 6 月に輸出戦略実行委員会を設立。品目部会、テーマ別部会、地方ブロック意見交換会をのべ 72 回開催。

- ・ 同委員会の議論を踏まえ、平成 26 年度中に主要品目別の輸出拡大方針を策定。平成 27 年度は PDCA により輸出拡大方針を実行・点検。

【JETRO、ワンストップサービス化】

- ・ 輸出サポート機能を JETRO に集約し、輸出に係る情報のワンストップサービス化を推進。JETRO は、①平成 26 年度は輸出相談窓口で 10,444 件の問い合わせに対応、②品目別輸出団体の設置等に併い、平成 27 年度からそのサポート体制を充実させるため組織を再編し、情報提供機能を強化。

【食品添加物、畜肉エキス】

- ・ 既存添加物
輸出戦略実行委員会で実施した米国・EU における潜在輸出規模調査を踏まえ、今後優先的に対応する既存添加物リストを確定。平成 27 年度は事業者によるデータ収集等の支援、申請の必要性・実現可能性について検討。
- ・ 畜肉エキス
輸出戦略実行委員会で実施した米国における潜在輸出規模調査、規制内容の調査の結果、畜肉エキスが含まれる加工食品の米国への輸出は短期的に実現困難であるとの結論を得た。平成 27 年度は関連規制の詳細に関する米国当局への確認等を実施。

【検疫】

- ・ 卸売市場や産地における輸出検査の実施、主要空港への輸出植物検疫カウンターの設置等により利便性の向上を図るとともに、輸出を目指す事業者等に対して諸外国の検疫条件に関する情報提供を実施。
- ・ 国別・品目別輸出戦略上の重点国・品目等を中心に、戦略的に動植物検疫協議を実施。（農産物では、米国向けうんしゅうみかんの検疫条件緩和や豪州向けぶどうの輸出が解禁、畜産物では、インドネシア、ロシア等への牛肉の輸出が解禁。）

【卸売市場の活用】

- ・ 平成 27 年度予算として国際農産物等市場構想推進事業を措置し、国際空港近辺の卸売市場が国産農産物等の輸出促進の拠点となり、販路を広げていくことを支援。

【原発事故後の輸入規制】

- ・ 科学的データを示しつつ、総理や閣僚の海外要人との意見交換も含めたあらゆる機会を捉えて働きかけを行った結果、これまでに 14 カ国が規制措置を撤廃し、また各国・地域が規制措置を緩和（平成 26 年度は EU、シンガポール、米国等 8 カ国・地域が緩和。平成 27 年度も米国が緩和）。

【農商工連携を通じた海外展開】

- ・ 商工業の技術・ノウハウ等を活用する農商工連携を通じ、農業生産・加工・流通システムの構築及び海外市場におけるブランド構築を図り、農林水産物・食品の海外市場シェアの拡大と次世代農業ビジネスモデルの普及を進めるため、平成 26 年度予算としてグローバ

	<p>ル農商工連携推進補助金を措置した。(9件採択) 平成27年度についても必要な予算を確保し上記の取組を推進。</p> <p>【沖縄における国際物流拠点産業集積地域の活用を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第186回国会において、沖縄振興特別措置法の一部を改正し、国際物流拠点産業集積地域制度等を拡充(平成26年4月施行)。 <p>【輸出環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度に続き27年度も「輸出に取り組む事業者向け対策事業」により、ハラール認証やGLOBAL G. A. P.の取得等の輸出環境整備を図る取組を支援。 輸出戦略実行委員会の議論を踏まえ、輸出環境の様々な課題と、その取組方向を示した「輸出環境課題レポート」を初めて取りまとめ。今後毎年検証し、更新。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p><u>Made FROM Japan</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も官民合同協議会を通じて、関係各省、民間団体との連携を図りつつ「日本食魅力発信アクションプラン10」に基づき、日本食文化普及の取組を実施。 <p><u>Made BY Japan</u></p> <p>【グローバル・フードバリューチェーン戦略】</p> <ul style="list-style-type: none"> フードバリューチェーンの構築を官民連携により推進するため、ベトナム、インドネシア等との二国間政策対話や経済連携等を活用し、先進国も含むより幅広い地域を対象に、ビジネス投資環境の整備を推進。 <p>【A-FIVE とクールジャパン機構の連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、具体的な連携を図るべき事案が生じれば、両機構に対し適切に対応させるべく助言等を実施。海外需要開支援機構が海外にジャパンモールを整備し、農林漁業成長産業化支援機構が6次産業化事業体の当該モールへの出展等を支援すること等を通じて、6次産業化事業体が生産した商品の海外需要の開拓を支援することを目指す。 <p>【ジャパブランド防衛のための共同監視体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地理的表示保護制度の運用開始に伴い、従来から実施している商標の共同監視、模倣品等に係る現地調査に加え、新たに、海外におけるGI登録産品やGIマークの不正使用に対する監視を行うなど、海外における我が国農林水産物等のブランドの保護に必要な措置を講じる。 <p>【日本食の普及を行う人材の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も官民合同協議会を通じて、関係各省、民間団体との連携を図りつつ「日本食魅力発信アクションプラン10」に基づき、日本食文化普及の取組を実施。

	<p>Made IN Japan</p> <p>【品目別輸出団体、産地間連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度に設立した品目別輸出団体によるジャパン・ブランド育成、国内の産地間連携、海外での商流構築等の取組を、JETRO と連携して集中的に支援。 <p>【輸出戦略実行委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点品目ごとの輸出拡大方針を輸出戦略実行委員会で点検し、所要の見直しを行う。 <p>【検疫】</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出検疫証明書の電子化や集荷地検査等により輸出検疫の利便性の向上を図るとともに、農産物のお土産販売を促進するため、植物検疫の円滑化を図る取組を推進。 国別・品目別輸出戦略を基に輸出戦略実行委員会において優先的に協議すべきと整理された国・品目等を中心に、検疫協議を戦略的に実施。 畜産物については、口蹄疫等の疾病発生時でも輸出の全面ストップを回避するため、EU、米国と疾病発生時の輸出体制を維持する相互認証について専門家協議を推進（日 EU・EPA 交渉と切り離して協議）。 <p>【卸売市場】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際農産物等市場構想推進事業の実施により、日本の農林水産物・食品の輸出促進に寄与。 <p>【原発事故後の輸入規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性物質に係る輸入規制について、特に香港、台湾、中国、韓国に対し、重点的に輸入規制緩和・撤廃を働きかけるなど、引き続き輸出環境の整備に取り組む。 <p>【農商工連携を通じた海外展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き平成 27 年度においてもグローバル農商工連携推進事業を措置し、農商工連携を通じた農業生産・加工・流通・販売まで一貫したシステムの構築を支援し、拡大する海外需要の獲得を促進する。（10 件程度採択の見込。） <p>【沖縄における国際物流拠点産業集積地域の活用を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 拡充された制度の周知に努める。 <p>こうした施策を含め、引き続き、FBI 戦略による食文化・食産業のグローバル展開を推進。</p>
府省庁名	農林水産省、内閣府（沖縄）、内閣府（規制）、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、法務省、外務省

政策の展開方向	1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進
展開する施策	② 国産農水産物の輸入品からのシェア獲得、和食・和の文化の次世代継承と国内外への発信、学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及
関連する目標	○ 学校給食での国産農林水産物の使用割合を 2015 年度までに 80% に向上 ○ 今後 10 年間で加工・業務用野菜の出荷量を 5 割増加
目標の進捗状況	○ 学校給食での国産農林水産物の使用割合 76.8% (2012 年度) → 77.1% (2013 年度) ○ 加工・業務用野菜の出荷量については、平成 26 年度の実績が明らかになるのが平成 27 年 12 月頃であるため、現在は進捗を評価できる段階にない。
施策の実施状況	<p>【和食文化の保護・継承】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「和食」のユネスコ無形文化遺産登録を受け、今後、国民全体で保護・継承に本格的に取り組む環境整備として、平成 26 年度において、和食有識者からなる「『和食』の保護・継承に向けた検討会」を開催し、保護・継承措置の対象範囲等について幅広い視点から調査・検討し、報告書を取りまとめ・公表。 ・ 農林水産省の技術的助言等の支援を通じて「和食」の保護・継承に責任を持つ唯一の民間団体として、平成 27 年 2 月に一般社団法人和食文化国民会議が設立。平成 27 年 4 月から、法人として本格的に保護・継承活動を開始。 ・ 平成 27 年度予算として「『和食』保護・継承推進事業」を措置し、今後「和食」に関する国民実態調査の実施や継承策の試行等を通じて、効果的な保護・継承策を検討・明確化していく予定。 <p>【ミラノ博覧会等も活用し、和食・和の文化を発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2015 年 5 月から半年間開催されているミラノ国際博覧会日本館においては、 <ul style="list-style-type: none"> ①「和食」に日本固有の伝統的な奥の深い知恵が活用されていることを展示するとともに、 ②日本館レストランや 7 月 11 日のジャパンデーにおいて、日本の農林水産物を活用した和食を中心としたメニューを体感するなど、「和食」の魅力を体感してもらっているところ。 ・ ミラノ国際博覧会や 2014 年 12 月に開催された香港デザイン博覧会において、いぐさ製品の展示や呈茶活動を実施。 <p>【オリパラに向けたレストラン等における外国人の受入体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度予算として日本食・食文化魅力発信プロジェクトを措置し、日本食・食文化に係る戦略的情報発信の方向性を検討するとともに、国内外の消費者や食関係者等を対象としたセミナー・シンポジウムを実施。 ・ 平成 27 年度予算として日本食・食文化普及推進総合対策を措置し、日本食・食文化の世界的普及プロジェクトとして、国内外の消費者や食関係者等を対象としたセミナー・シンポジウムを実施。また、レストラン等へ訪日外国人の受入に関する講習会等を実施。

【学校給食等における国産食材の安定的な生産・供給体制】

- ・ 平成 26・27 年度予算として、学校給食における地場産農林水産物の利用拡大及び定着に向けて、学校給食地場食材利用拡大モデル事業を措置し、関係者が連携して取り組む地場産農林水産物の安定的な生産・供給体制の構築等を支援。

【国産農林水産物消費拡大を図る商品開発、販路開拓、人材育成】

- ・ 平成 26 年度予算として、食のモデル地域育成支援事業を措置し、17 道府県 34 地区の食のモデル地域を支援。
- ・ 平成 27 年度予算においても、引き続き食のモデル地域育成支援事業を措置し、14 府県 21 地区の食のモデル地域を支援。

【日本型食生活等の普及、各年代に対する教育ファームの活用推進】

- ・ 平成 26 年度予算で日本型食生活等の推進、食や農林水産業への理解増進のため、フードチェーンや地域の食育活動を支援するとともに、企業等の教育ファーム活用を推進。

【医福食農連携の推進】

<介護食品普及支援>

- ・ 平成 26 年度は、介護食品の認知度向上に向けた、学識経験者等によるシンポジウム（1 箇所）及び地域の関係者が連携した食支援の取組を支援する実証事業（4 地区）を実施。
- ・ 平成 27 年度は、シンポジウム等の開催やインターネットを活用した普及活動、地場産介護食品の商品開発・普及を支援。
- ・ 平成 25 年 10 月より「介護食品の在り方に関する検討会議」を設置し、平成 26 年 11 月には、「新しい介護食品」の愛称を「スマイルケア食」とし、あわせて小売店等で商品を選択する際に活用できる早見表「新しい介護食品の選び方」を公表。平成 27 年 3 月 31 日には、介護食品の提供事業者向けのガイドライン等を取りまとめ、公表。

<医福食農連携コンソーシアム整備等支援>

- ・ 平成 26 年度は、日本人の実際の食事を想定した機能性成分の分析、食習慣が健康に及ぼす影響の地域別・年代別の調査の実施、これらのデータベースの構築及びバリューチェーンのモデル的取組のための医学、農学等の関係者や食品産業事業者による医福食農連携コンソーシアムを立上げ。
- ・ 平成 27 年度は、同コンソーシアムの下、農林水産物・食品の有効成分の機能メカニズム解明を行うと同時に食習慣等の疫学調査を実施し科学的知見のデータベース化を図る取組を推進するとともに、これらの成果を活用した事業モデルを検討。
- ・ 平成 26、27 年度において、地域食材を活用した健康レシピメニューの作成やその普及を図り、消費者等の啓蒙による需要喚起を図る取組を推進。

<日本食の評価にかかる研究開発>

- ・ 平成 25 年度補正予算において「日本食の評価」に係る医学や工学

など異分野の産学との共同研究を推進。

【農林水産物・加工食品の機能性】

- ・ 「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業」において、「神経系に作用する高齢者対応食品の開発」や「ストレス軽減作用を持つ機能性食品の評価法の確立」、「機能性表示のための知見の収集・評価」等農産物の機能性に関する研究を推進。平成26年度は10課題、平成27年度は5課題を採択。
- ・ 平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算において、「機能性表示食品制度に対応した生鮮食品の品質安定化技術の確立」等の実証研究を推進。
- ・ 平成24年度補正予算「機能性を持つ農林水産物・食品開発プロジェクト」（平成25～27）において、特に生活習慣病に効果のある機能性農林水産物・食品の科学的エビデンスの取得等を推進中。
- ・ 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「次世代機能性農林水産物・食品の開発」（平成26～30）において、高齢化社会を見据え、脳機能活性化、身体ロコモーション機能維持に効果にある次世代機能性農林水産物・食品の開発を推進中。
- ・ 事業者の責任において科学的根拠をもとに機能性の表示ができる新たな機能性表示食品制度を創設（機能性表示食品を規定した食品表示基準は27年3月公布、27年4月施行）。

【薬用作物の産地化】

- ・ 平成26年度予算として、薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業を措置し、23道県29産地において薬用作物の栽培に関する実証ほの設置等の取組を実施。
- ・ 平成27年度予算においても同事業を措置し、20道県30産地が実施する同様の取組に対して支援。
- ・ 平成25年度から厚生労働省等との共催で、生産者と実需者とのマッチングを支援するためのブロック会議を全国8カ所で開催。平成25年度は、37道県137産地から栽培希望があり、14道県18産地で交渉成立。平成26年度は、38都道府県134産地から栽培希望があり、22都道府県36産地で個別に交渉中。

【加工・業務用野菜の生産流通体制の強化】

<予算措置>

- ・ 加工・業務用野菜生産基盤強化事業により、加工・業務用への転換を推進する野菜産地に対し、加工・業務用野菜の安定生産に必要な作柄安定技術の導入を支援。平成25年度補正予算から支援措置し、これまでに71地区採択し、新規産地を育成。
- ・ 国産原材料供給力強化支援事業により、加工・業務用野菜のサプライチェーンの構築に加えて、加工・業務用野菜の生産を加速化するための新技術・機械化の導入等について支援。平成26年度は9地区、平成27年度は7地区で、産地、実需者等が一体となった取組を展開し、加工・業務用野菜供給拡大に係るサプライチェーンを構築。
- ・ 青果物流通システム高度化事業により、青果物流通の合理化・効率化のため、物流業界との連携による新たな輸送システムの導入実証を支援。平成27年度予算において新たに措置し、北海道から九州

にまたがる広域連携協議会 1 地区で青果物流通の合理化等に係る取組を実施。

<その他の取組>

- ・ 産地と実需者のマッチングの場を提供し、新たな国産青果物サプライチェーンの構築を加速化するため、平成 26 年 6 月に「加工・業務用野菜流通セミナー」を東京で開催し、その後、全国各地（北海道、関東、東海・北陸、近畿・中国四国、九州）で、ブロックセミナーを開催。
- ・ 平成 26 年春先の燃油高騰やトラックドライバー不足に伴う「青果物輸送問題」への対応策を検討するため、農林水産省、国土交通省が連携し「青果物流通システム高度化研究会」（11 月～12 月にかけて、計 3 回開催）を開催。有識者及び青果物流通関係者により議論がなされ、「論点整理」を公表。同研究会の資料を農水省 HP に掲載。

【果実の優良品種等への転換、原料用果実の低コスト生産】

- ・ 平成 26 年度は、果実等生産出荷安定対策事業等を着実に実施し、同年度までに、果樹産地面積の 5% の園地において、優良品目・品種への転換を実施するとともに、加工仕向け栽培における果実の摘果作業等の低コスト省力化実証及び高品質な原料を安定供給するための長期契約等を推進。
- ・ 平成 27 年度は、優良品目・品種への転換を加速化するため、主要落葉果樹（ぶどう・なし等）の改植支援の定額化するとともに、付加価値の高い果実加工品を生産するため、ストレート果汁等の高品質な加工原料の安定供給体制の構築に向け、事業を拡充。
- ・ 果樹農業振興特別措置法に基づき、優良品目・品種への転換の推進や加工原材料の安定確保の推進等を柱とする「果樹農業振興基本方針」を策定し、平成 27 年 4 月 27 日に公表。

【有機農産物の生産拡大】

- ・ 平成 26 年度予算として、環境保全型農業直接支払による有機農業への支援（26 年度支援面積（見込）：13,763ha）、全国段階における生産者と実需者のマッチング（3 回）、地域段階における供給拡大に向けた検討会の開催、栽培技術の実証（22 地区）等を実施。
- ・ 平成 27 年度予算として、環境保全型農業直接支払（27 年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく措置として継続・拡充）による支援や、有機農業拡大対策事業による全国段階や地域段階における支援を実施。

【国産花きの振興】

- ・ 平成 26 年度は、新たに予算措置した国産花きイノベーション推進事業により、全国 47 都道府県において、花き業界関係者が一堂に会した地域協議会が実施主体となり、花き振興方策等の検討や物流効率化の検討・実証といった国産花きの生産・供給体制の強化や、輸出及び需要の拡大に向けた取組を支援。
- ・ 平成 27 年度は、国産花きイノベーション推進事業により、産地と流通・加工業者等が連携した加工技術の高度化、鮮度保持の取組等を支援。

	<ul style="list-style-type: none"> 第 186 回国会において、「花きの振興に関する法律」が成立（平成 26 年 12 月 1 日施行）。 同法に基づき、「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」を策定し、平成 27 年 4 月 10 日に公表。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【和食文化の保護・継承】</p> <ul style="list-style-type: none"> 和食会議とも密接に連携し、官民一体となって「和食」の保護・継承を推進する。 <p>【ミラノ博覧会等も活用し、和食・和の文化を発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、お茶、畳、和装等日本の魅力発信のための具体的な提案を策定するための検討会を開催。 <p>【オリパラに向けたレストラン等における外国人の受入体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本食・食文化の海外への魅力発信や輸出促進を、「本場」で味わってみたいというインバウンド需要につなげる取組を推進する。また、対外発信機能を強化するため、地理的表示制度を活用するなど、食と農の魅力を発信する取組を推進する。 <p>【学校給食等における国産食材の安定的な生産・供給体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の農林水産物の学校給食への安定供給体制を構築するなど、地産地消を更に推進。 <p>【国産農林水産物消費拡大を図る商品開発、販路開拓、人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食のモデル地域の育成支援を図ることにより、国産農林水産物の消費拡大を推進。 <p>【日本型食生活等の普及、各年代に対する教育ファームの活用推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者のライフスタイルの特性・ニーズに応じた食育を推進するとともに、幅広い世代に対して質の高い体験機会を提供。 <p>【医福食農連携の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 4 月 27 日に設置した「新しい介護食品（スマイルケア食）普及推進会議」において、スマイルケア食のさらなる普及のために必要な検討を行う予定。 今後も次世代ヘルスケア産業協議会、次世代医療 ICT 基盤協議会において関係省庁と連携し、医福食農連携の取組を推進。 今後も日本食の評価にかかる研究開発を推進。 <p>【農林水産物・加工食品の機能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業」「機能性を持つ農林水産物・食品開発プロジェクト」、SIP「次世代機能性農林水産物・食品の開発」において研究開発を推進するとともに、農林水産業の生産現場における機能性食品表示制度の活用を推進。 機能性表示食品制度を適切に運用。 <p>【薬用作物の産地化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、厚生労働省等と連携して生産者と実需者とのマッチン

	<p>グを推進するとともに、更なる薬用作物の産地化に向けた体制強化について検討。</p> <p>【加工・業務用野菜の生産流通体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工・業務用野菜の輸入品からのシェア奪還に向け、異常気象等に対応できる生産基盤の強化や、低コスト・省力化の取組を推進。 専用品種の開発・導入に取り組むとともに、収穫機の開発・導入など機械化一貫体系の確立、土壌改良等の作柄安定技術の導入を推進。 加工・業務用野菜導入による経営の多角化、新規産地の育成を図り、産地を強化。流通の効率化を図るため、物流業界とも連携し、集出荷体制の再編整備・集約化や輸送手段の転換等新たな輸送システムを構築。 生産から加工・販売まで垂直連携を加速化するため、産地、中間事業者、食品製造事業者等関係者のマッチングの場を提供するなど、効果的かつ効率的な施策による安定供給体制の構築や輸入品からの国産シェアの確保を推進。 <p>【果実の優良品種等への転換、原料用果実の低コスト生産】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「果樹農業振興基本方針」の周知を図るとともに、これに基づき、農業所得向上に向けた好循環に向けた、実需者・消費者ニーズに合った商品向け果実の生産や、バリューチェーンの提案を図るための異業種も含めた関係者の連携等の取組を現場で展開。 国産加工原材料の安定確保の推進等を図るため、平成27年8月頃までにその具体的な施策の方向性を示す「加工・業務用国産果実生産・流通方針（仮称）」を策定予定。 産地とも連携しつつ、優良品目・品種の転換の加速化や、原料用果実の低コスト生産・供給等の推進など、「果樹農業振興基本方針」に即した施策を推進。 <p>【有機農産物の生産拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境保全型農業直接支払や産地リスク軽減技術総合対策事業のうち有機農業拡大対策事業（27年度予算）により有機農業の拡大を着実に推進。 <p>【国産花きの振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」の周知を図り、これに基づき、花きの生産者の経営安定、加工及び物流の高度化、輸出の促進、公共施設等における花きの活用等の取組を現場で展開。 国産花きのシェア奪還と輸出の拡大を図るため、引き続き、国産花きイノベーション推進事業を活用した生産供給体制の強化と需要拡大に向けた取組を推進。また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向け、真夏に開催される大会において、ビクトリーブーケや装飾に使用される花きが不足しないよう安定した生産供給体制の整備を検討。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）、消費者庁、文部科学省、厚生労働省

政策の展開方向	1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進
展開する施策	③ 国内外の需要の取り込みの前提となる食の安全と消費者の信頼の確保
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>【生産から流通にわたる有害化学物質・微生物のリスク管理を推進、生産資材の安全を確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学的根拠に基づいた食品の安全性向上のため、食品中の有害化学物質含有実態調査等を行う予算を措置し、その調査結果を公表。 ・ ヒ素、カビ毒や有害微生物を対象として、平成 25 年度から検出・制御技術等を開発中。 ・ 貝毒のリスク管理措置の見直しのための研究や、畜産農場における飲用水の効果的な食中毒菌の除去方法、多環芳香族炭化水素類（PAHs）の低減調理法等を開発中。 ・ 生産資材については、肥料の公定規格改正等に係る標準手順書策定、国産飼料に使われた農薬の畜産物への残留を把握するためのガイドライン導入のほか、平成 27 年度予算として生産資材安全確保対策事業を措置し、生産資材に含まれる有害物質の調査・試験や分析・試験法の開発等を実施。 <p>【家畜の伝染性疾病や農作物の病害虫の侵入・まん延を防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜・植物防疫官の増員や検疫探知犬の増頭などによる検査体制の強化等により、円滑で確実な水際対策を実施。 ・ 国内植物防疫については、消費・安全対策交付金により、ウメ等のプラムポックスウイルス、キウイフルーツかいよう病等の根絶又はまん延防止を支援。 ・ 国内家畜防疫については、農場における衛生管理の向上、牛白血病等の清浄化支援、野生動物のサーベイランス等を実施。 ・ 国内で流行する防除困難な家畜の疾病に対して経口・経鼻により投与可能なワクチンや、複数疾病に有効な生ワクチン素材を開発中。 ・ 高病原性豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS）、口蹄疫等の重要家畜疾病の侵入・まん延を防止する技術を開発中。 ・ 馬ピロプラズマ病の迅速検査方法、無人ヘリによるよりきめ細かい農薬等の散布手法等を開発中。 <p>【食品表示等のルールの明確化と遵守の徹底、不当表示に関する国及び地方の行政の監視指導體制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方を整理し、事業者の予見可能性を高めることを目的として「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」を公表（平成 26 年 3 月 28 日）。 ・ 第 186 回通常国会において、事業所管大臣等へ景品表示法に基づく調査権限を、都道府県知事へ同法に基づく措置命令権限等をそれぞれ付与する「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」が成立（平成 26 年 12 月 1 日施行）。 ・ 第 187 回臨時国会において、景品表示法への課徴金制度導入を内容とする「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律」が成立（公布の日（平成 26 年 11 月 27 日）から起算して 1 年 6 月を

超えない範囲内において政令で定める日から施行)。

【食品表示法の施行に向けた「食品表示基準」の策定、適切な執行】

- ・ 食品表示法に基づく新しい食品表示制度の具体的な表示のルールを定めた食品表示基準を策定（平成 27 年 3 月公布、平成 27 年 4 月施行）。食品表示に係る不適正表示については、関係法令に基づき厳正に執行。

【輸出促進に向けた輸出検疫の情報提供・利便性向上、検疫協議の戦略的な実施、輸出に取り組む事業者等に対する EU 向け HACCP、GLOBALG. A. P.、ハラール等の認証の取得を支援するとともに国際的に通用する規格の策定と国際規格化を推進（輸出用 GAP の共通化に向けた国内関係者との意見交換の実施、HACCP 等の食品に関する標準戦略の検討）】

- ・ 卸売市場や産地における輸出検査の実施、主要空港への輸出植物検疫カウンターの設置等により利便性の向上を図るとともに、輸出を目指す事業者等に対して諸外国の検疫条件に関する情報提供を実施。
- ・ 国別・品目別輸出戦略上の重点国・品目等を中心に、戦略的に動植物検疫協議を実施。（農産物では、米国向けうんしゅうみかんの検疫条件緩和や豪州向けぶどうの輸出が解禁、畜産物では、インドネシア、ロシア等への牛肉の輸出が解禁。）
- ・ 平成 26 年 5 月より有識者による「食料産業における国際標準戦略検討会」を開催し、8 月に報告書を公表。平成 26 年度予算として、「国際標準化推進委託事業」を措置し、本検討会とりまとめの内容を具体化するため、平成 27 年 1 月に準備委員会を立ち上げ、官民連携により国際的に通用する HACCP をベースとする規格の策定及び認証スキーム（以下「規格・認証スキーム」）の構築、人材育成、情報発信について検討しているところ。
- ・ 平成 27 年度予算として「国際標準化推進委託事業」を措置し、引き続き準備委員会の開催と、民間による規格・認証スキームの立ち上げを支援。
- ・ 平成 26 年 7 月より、GAP 関係者を参集し協議会の設立に向けた意見交換を実施。その後、平成 27 年 3 月に「GAP 戦略協議会」と以下の 2 つの作業部会を設置し、それぞれについて検討を進めているところ。
 - ・ GLOBALG. A. P. の認証取得の促進に関する作業部会
 - ・ 我が国発の国際規格策定に向けた対応に関する作業部会
- ・ 平成 27 年度予算により以下を支援。
 - ・ GLOBALG. A. P. を含めた取引相手が求める GAP に対応できるよう、指導者や農業者のリーダー養成
 - ・ ICT 機器を導入して GLOBALG. A. P. 等の認証を取得する取組
 - ・ GLOBALG. A. P. の運用改善のための検討
 - ・ 我が国の農業者が使いやすく国際的に通用する GAP の検討

【冷凍食品への農薬混入事件を受け、食品への意図的な異物混入等を未然に防ぐため、食品事業者等による「食品防御」の取組を推進】

- ・ 食品防御の考え方や対策について有識者検討会で整理。それらを広く周知（全国 42 力所）するとともに、食品業界等の取組状況を調

<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>査。</p> <p>【生産から流通にわたる有害化学物質・微生物のリスク管理を推進、生産資材の安全を確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学の進展により新たに食品への含有が確認された有害化学物質・微生物をリスク管理の対象とするなど、科学の進展を踏まえて食品安全確保の取組を強化。取組により得た科学的知見の提供等を通じ、我が国の実態を反映させた食品安全に関する国際基準や規範の策定に貢献。 ・ 引き続き、ヒ素、カビ毒や有害微生物を対象として、検出・制御技術等を開発。 ・ アクリルアミド濃度の目安となる指標等を開発中。 ・ 生産資材については、簡易で安価な分析法を活用した自主的な肥料品質管理の促進、国際的に用いられている方法を導入した農薬の科学的審査の充実のほか、より効果的かつ効率的に飼料の安全を確保するため、飼料製造の原料から最終製品までの全工程における管理の徹底により、事業者によるGMP（適正製造規範）の導入を推進。 <p>【家畜の伝染性疾病や農作物の病害虫の侵入・まん延を防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、家畜・植物防疫官の増員や検疫探知犬の増頭等により検査体制の強化を図る。 ・ 国内植物防疫については、病害虫の発生予察情報に基づく適期防除、植物の移動規制等の対策の強化を推進するとともに、防除技術の高度化等の取組を実施。 ・ 国内家畜防疫については、鳥インフルエンザ等にかかる防疫指針を見直すとともに、我が国の家畜防疫体制の強化の取組（都道府県における病性鑑定の精度管理等）を実施。また、我が国へ疾病の侵入防止に資するため、日中韓の行政、研究機関においてアジア周辺地域の疾病発生状況と対策を共有。 ・ 引き続き、経口・経鼻により投与可能なワクチンや、複数疾病に有効な生ワクチン素材を開発。 ・ 引き続き、高病原性PRRS、口蹄疫等の重要家畜疾病の侵入・まん延を防止する技術を開発。 ・ 農場 HACCP の認証基準見直しに向けた研究や、豚流行性下痢（PED）のより高精度かつ効率的な検査手法、IPM を推進するために必要な経済的効果の指標等を開発中。 <p>【食品表示等のルールの特明確化と遵守の徹底、不当表示に関する国及び地方の行政の監視指導體制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、事業者団体等への景品表示法に関する説明会に講師を派遣するなどして、同法の普及啓発に努める。 ・ 引き続き、消費者の自主的かつ合理的な選択を妨げるような不当表示に該当する行為が行われていた事案に接した場合には、景品表示法に基づき、厳正に対処。 ・ 景品表示法に課徴金制度を導入する「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律」の施行に向けて、関係法令の改正等所要の整備を行う。
-------------------	---

	<p>【食品表示法の施行に向けた「食品表示基準」の策定、適切な執行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品表示法に基づく新しい食品表示制度を適切に運用。食品表示に係る不適正表示については、引き続き、関係府省庁や都道府県等との連携の下、食品表示法など関連法令に基づき厳正に執行。 <p>【輸出促進に向けた輸出検疫の情報提供・利便性向上、検疫協議の戦略的な実施、輸出に取り組む事業者等に対する EU 向け HACCP、GLOBALG. A. P.、ハラール等の認証の取得を支援するとともに国際的に通用する規格の策定と国際規格化を推進（輸出用 GAP の共通化に向けた国内関係者との意見交換の実施、HACCP 等の食品に関する標準戦略の検討）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出検疫証明書の電子化や集荷地検査等により輸出検疫の利便性の向上を図るとともに、農産物のお土産販売を促進するため、植物検疫の円滑化を図る取組を推進。 ・ 国別・品目別輸出戦略を基に輸出戦略実行委員会において優先的に協議すべきと整理された国・品目等を中心に、検疫協議を戦略的に実施。 ・ 畜産物については、口蹄疫等の疾病発生時でも輸出の全面ストップを回避するため、EU、米国と疾病発生時の輸出体制を維持する相互認証について専門家協議を推進（日 EU・EPA 交渉と切り離して協議）。 ・ 平成 27 年中を目途に、国際的に通用する HACCP をベースとする規格・認証スキームを立ち上げ、運営開始予定。 ・ 指導者や農業者のリーダー養成に対する支援や、ICT 機器を導入した GLOBALG. A. P. の認証取得に対する支援を引き続き実施するとともに、我が国発の輸出用 GAP の策定（H27）と国際規格化（H29 予定）を実現。 <p>【冷凍食品への農薬混入事件を受け、食品への意図的な異物混入等を未然に防ぐため、食品事業者等による「食品防御」の取組を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品防御の取組状況調査を踏まえ、食品事業者の自主的な取組を更に推進。
府省庁名	農林水産省、消費者庁、財務省、厚生労働省

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	① 農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）出資案件の形成促進
関連する目標	2020年までに6次産業化の市場規模を10兆円に増加
目標の進捗状況	1.2兆円（H22）→1.8兆円（H23）→1.9兆円（H24）→4.7兆円（H25） （注）「食料・農業・農村基本計画」（2015年3月閣議決定）の見直しの議論の中で、新たな6次産業化の市場規模として、今後成長が見込める7分野（加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流、医福食農連携、地産地消（施設給食等）、ICT活用・流通、バイオマス・再生可能エネルギー）を整理。
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植物工場を含め、6次産業化事業体が6次産業化に必要な農業生産活動を行う場合や企業等が農林漁業に参入する場合におけるファンド活用の留意点や、資金調達の具体的方法などを明らかにするため、「農林漁業成長産業化ファンドの活用に係るガイドライン」を平成26年10月10日に策定・公表した。 ・ ファンド活用における農林漁業者やパートナー企業の出資負担の軽減を図るため、従来、50%を上限としていたサブファンドの出資割合の引き上げが可能となるよう、平成26年10月10日に支援基準（告示）を改正した。 ・ A-FIVEの業務運営に当たっては、農林漁業や関連する2次・3次産業についての知見・経験を有する者の採用に努めるとともに、農業金融や食品産業等の知見を有する民間企業からの出向者を活用しているところである。 ・ 6次産業化事業体への出資決定件数は、平成25年度には8件だったが、平成26年度には新たに45件の出資が決定し、平成27年6月9日現在では累計60件となっている。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ A-FIVEやサブファンドによる案件組成の加速化と支援対象事業者への的確な経営支援を実施。 ・ 農林漁業者の出資割合の取扱いについては、農林漁業の6次産業化の政策目的を十分に踏まえながら、制度の運用状況も見つつ、総合的に検討を進める。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	② 農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、地理的表示保護制度の導入、異分野融合研究の推進
関連する目標	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年までに6次産業化の市場規模を10兆円に増加 ・地域の資源と資金を活用し、雇用の創出や農山漁村等の活性化につながる10,000程度のプロジェクトを立ち上げ
目標の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・1.2兆円(2010)→1.8兆円(2011)→1.9兆円(2012)→4.7兆円(2013) <p>(注)「食料・農業・農村基本計画」(2015年3月閣議決定)の見直しの議論の中で、新たな6次産業化の市場規模として、今後成長が見込める7分野(加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流、医福食農連携、地産地消(施設給食等)、ICT活用・流通、バイオマス・再生可能エネルギー)を整理。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が策定する創業支援事業計画について、605市区町村で認定済(策定中を含む1,083市区町村)。地域の資源と資金を活用して事業を起こす「地域経済イノベーションサイクル」の先行モデルとして、地域経済循環創造事業交付金を215事業に交付決定済。(平成27年5月末現在)
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数は、平成23年5月の第1回認定以来約4年間で2,067件となっており、当初掲げた27年度1,000件の目標に比べて倍のペースで増加。 ・農商工等連携促進法に基づく農商工等連携計画の認定件数は、平成20年9月の第1回認定以来約7年間で654件。 ・平成27年度予算の6次産業化ネットワーク活動交付金において、市町村が策定する6次産業化戦略・構想に基づき実施する新商品開発等に対する支援策を措置し、地域ぐるみの6次産業化の取組を推進。 ・平成26年度予算として、「中小企業・小規模事業者連携促進支援事業」(10.8億円の内数)、「小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金」(14.6億円の内数)を措置し、地域資源活用では212件、農商工連携では106件の事業計画を支援した。 ・平成27年度予算として「ふるさと名物応援事業」(16.1億円の内数)を措置し、地域資源活用では142件、農商工連携では65件の事業計画を採択したところ。 <p>【医福食農連携】</p> <p>○ 介護食品普及支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度は、介護食品の認知度向上に向けた、学識経験者等によるシンポジウム(1箇所)及び地域の関係者が連携した食支援の取組を支援する実証事業(4地区)を実施。 ・平成27年度は、シンポジウム等の開催やインターネットを活用した普及活動、地場産介護食品の商品開発・普及を支援。 ・平成25年10月より「介護食品の在り方に関する検討会議」を設置し、平成26年11月には、「新しい介護食品」の愛称を「ス

マイルケア食」とし、あわせて小売店等で商品を選択する際に活用できる早見表「新しい介護食品の選び方」を公表。平成27年3月31日には、介護食品の提供事業者向けのガイドライン等を取りまとめ、公表。

○ 医福食農連携コンソーシアム整備等支援

- ・ 平成26年度は、日本人の実際の食事を想定した機能性成分の分析、食習慣が健康に及ぼす影響の地域別・年代別の調査の実施、これらのデータベースの構築及びバリューチェーンのモデル的取組のための医学、農学等の関係者や食品産業事業者による医福食農連携コンソーシアムを立上げ。
- ・ 平成27年度は、同コンソーシアムの下、農林水産物・食品の有効成分の機能メカニズム解明を行うと同時に食習慣等の疫学調査を実施し科学的知見のデータベース化を図る取組を推進するとともに、これらの成果を活用した事業モデルを検討。
- ・ 平成26、27年度において、地域食材を活用した健康レシピメニューの作成やその普及を図り、消費者等の啓蒙による需要喚起を図る取組を推進。

【農観連携】

- ・ 平成26年度予算で「都市農村共生・対流総合対策交付金」（21億円）や「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」（当初65億円、補正19億円）等を措置。
- ・ 平成26年1月に農林水産省と観光庁の間で「農観連携の推進協定」を締結し、ビジットジャパン事業を通じた和食やグリーン・ツーリズムのプロモーション、訪日外国人旅行者等への動植物検疫に係る情報の周知等を実施。
- ・ 訪日外国人旅行者の受入れに向け、VISIT JAPAN トラベルマート2014（主催：観光庁等）の一環として行われた海外の旅行会社による視察旅行のコースにグリーン・ツーリズム実施地域を組み込み、地域の魅力をアピールしたほか、全国3カ所でセミナーの開催（参加者計約270名）等を実施。
- ・ 平成27年度も引き続き、「都市農村共生・対流総合対策交付金」（27億円）や「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」（当初62億円）等を措置し、「農観連携プロジェクト」などを重点対策として推進。

【ローカル10,000プロジェクト】

- ・ 全国の市町村で創業支援事業計画を策定し、農林水産物等の地域の資源と地域金融機関の資金を活用して事業を起こし、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を10,000事業程度立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を推進中。

【ビジネス戦略の構築、新商品・新サービス開発等】

- ・ 平成26年度予算として地域資源活用ネットワーク構築事業を措置し、異分野の関係者からなるネットワークを形成し、農林水産物等の地域資源を活用した新たなビジネスモデルの構築を支援。

	<p>【都市農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度予算で「都市農業機能発揮対策事業(予算額 1.9 億円)」を措置し、都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、 <ol style="list-style-type: none"> ①農林水産省と国土交通省との連携による都市農業に関する制度検討 ②都市農業の意義の周知 ③福祉農園の開設 を推進。 第 189 回国会において、都市農業振興基本法が成立（平成 27 年 4 年 22 日施行）。 <p>【地理的表示保護制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 6 月 25 日に公布された「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）」を平成 27 年 6 月 1 日に施行し、地理的表示保護制度の登録申請の受付開始。 制度の周知・定着を図るため、平成 26 年 10 月及び 27 年 4 月に農政局ブロック単位での全国説明会を開催。 また、平成 27 年 5 月には登録申請に係る産地からの相談を受け付ける GI サポートデスク（地理的表示保護制度活用支援中央窓口）を設置。 <p>【事業化が有望な研究成果を創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産業の生産現場や消費者等の多様なニーズ等のうち、医療や工学などの異分野と連携して研究開発を行うことが効果的な 4 分野「①日本食の評価、②情報インフラ、③高機能性素材等の開発、④革新的ウイルス対策」について、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度当初予算により異分野の産学との共同研究を支援。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業者が、明確な事業戦略の下で、食品産業事業者等とも連携し、主体的に取り組む 6 次産業化等の取組や、地域の戦略の下で行われる地域ぐるみの 6 次産業化等の取組を推進。 <p>【医福食農連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 4 月 27 日に設置した「新しい介護食品（スマイルケア食）普及推進会議」において、スマイルケア食のさらなる普及のために必要な検討を行う予定。 今後も次世代ヘルスケア産業協議会、次世代医療 ICT 基盤協議会において関係省庁と連携し、医福食農連携の取組を推進。 <p>【農観連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農観連携の重点項目について、農観連携の推進協定に関する連絡会議等を通じ、具体的な推進方策を検討。 <p>【ローカル 10,000 プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ローカル 10,000 プロジェクト」の推進等により、地域でより生産性の高い事業を次々と立ち上げ、地域経済の好循環拡大に向けて、国・地方の総力を挙げて取り組むことで、地方からの GDP の押し上げを図る。

	<p>【都市農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市農業振興基本法に基づき、農林水産省と国土交通省等が連携し、法制上、財政上、税制上等の措置を総合的に検討。 <p>【地理的表示保護制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地理的表示の登録申請に対し、迅速かつ公平な審査を実施。 登録後の品質管理の徹底や地理的表示の不正使用に対する適切な取締りを実施。 登録された製品のブランド価値が輸出先国で認識されるための環境整備を実施。 <p>【事業化が有望な研究成果を創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度予算で措置した「革新的技術創造促進事業」において、異分野融合研究を着実に推進する。
府省庁名	農林水産省、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	③ 次世代施設園芸等の生産・流通システムの高度化の推進
関連する目標	次世代施設園芸拠点整備地区において化石燃料使用を5年間で3割削減
目標の進捗状況	次世代施設園芸拠点は、現在、全国10箇所で整備中であり、化石燃料の代替となる地域エネルギーの利用が開始されていないため、現在は進捗を評価できる段階にない。
施策の実施状況	<p>【スマート農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> スマート農業の将来像や実現に向けたロードマップ及び「ロボット新戦略」（27年2月決定）に基づき、平成26年度補正予算を措置し、①GPSによる農業機械の自動走行システム等の省力化や規模拡大に役立つ技術、②アシストスーツ等の人手に頼っている作業を軽労化する技術、③施設園芸における高度環境制御技術など収量や品質の向上につながる技術等の実用化に向けた研究開発及び導入実証を進めるとともに、ロボットに関する安全確保のルール作り、標準化等の検討を進める。 <p>【栽培技術を形式知化するシステム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度予算において「AIシステム実証事業」を措置し、熟練農家の栽培ノウハウをICTを活用して継承するシステムを福岡県八女市のミカン栽培において実証し、収益向上に有効であることを確認した。 <p>【スマート農業による効率的な農業経営の実証】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度及び27年度予算としてICTを活用したスマート農業導入実証事業を措置し、既に実用化されている環境情報を蓄積・分析するセンサーや農作業・経営管理を支援するシステムの導入等によって、地域の農産物の高品質化・高付加価値化を図り、輸出を見ずえる取組を実証。 <p>【産学の英知を結集した革新的な技術体系の実証研究を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度補正予算により、①低コスト型植物工場と加工品作りを組み合わせた6次産業化に向けた取組、②地下水源ヒートポンプとバイオマス利用による最適化を図る低コスト生産技術、③モミガラ燃焼ボイラーを用いた土中蓄熱暖房システムなど革新的な技術体系の確立を目的とした実証研究を推進。 <p>【クラウド活用食品トレーサビリティ・システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度予算として、「クラウド活用型食品トレーサビリティ・システム確立委託事業」を措置し、食品情報システムに関する過去の事例調査の分析や利用者ニーズ等の調査を行い、クラウド活用型食品情報システムのグランドデザインを策定。（単年度事業） <p>【次世代施設園芸拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代施設園芸導入加速化支援事業において、平成25年度補正予算30億円、平成26年度当初予算20億円、平成26年度補正予算40億円、平成27年度当初予算20億円を措置し、次世代施設園芸のモデルとなる拠点整備を全国10箇所（北海道苫小牧市、宮城県石巻市、埼玉県久喜市、静岡県小山町、愛知県豊橋市、富山県富山市、兵庫県加西市、高知県四万十町、大分県九重町、宮崎県国富町）で支援。 <p>【燃油高騰対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 26年度の施策として、24年度補正予算で措置した燃油価格高騰緊急対策を実施し、施設園芸における省エネ設備導入を支援（26年度

	<p>実績：ヒートポンプ約8,000台導入)。なお、27年度においても同様の支援を実施できるよう対策の事業期限を延長。</p> <p>【技術戦略の策定・実行】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度に農業者、産業界、学識経験者等で構成する検討会を開催し、委託プロジェクト研究「生産現場強化のための研究開発」に係る研究戦略を策定。多収化や強みのある農産物生産の実現、温暖化や異常気象に対応した力強い産地の実現を重点的に取り組む課題として位置づけ、関連の研究開発を実施。さらに、平成27年3月に農林水産研究基本計画を策定し、今後10年程度を見据えた研究開発の重点目標等を定め、戦略的に研究開発を推進。 <p>【知の集積】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業者の研究への参画等の研究システム改革やオランダのフードバレーを参考とした産学金官の『「知」の集積と活用の場』の構築に向けた、技術移転を加速化する仕組みの検討を開始。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【スマート農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> スマート農業の実用化に向けたロードマップや「ロボット新戦略」等に基づき、生産現場へのロボット技術やICTの導入を加速化するため、研究開発や生産現場での導入実証を進めるとともに、ロボットに関する安全確保のルール作り、標準化等の検討を進める。 <p>【産学の英知を結集した革新的な技術体系の実証研究を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実証研究により得られた研究成果を全国に普及させていく。 <p>【栽培技術を形式知化するシステム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度の実証成果を踏まえ、平成27年度予算「農業IT知的財産活用実証事業」において、IT技術によってデータ化された熟練農家のノウハウの知的財産としての帰属や保護・活用のあり方等を定めたガイドラインを策定する。 <p>【次世代施設園芸】</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代施設園芸拠点において、ICTを活用した高度な環境制御技術の実用化、木質バイオマス等の地域エネルギーの利用、実需者との連携による安定的な販路の確保等の取組を引き続き推進。 本施策の成果については、各地域でのセミナーの開催や拠点における研修の実施等を通じて積極的な情報発信等を行い、次世代施設園芸の全国展開を図る。 <p>【燃油高騰対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、引き続き燃油価格高騰緊急対策を推進。 <p>【技術戦略の策定・実行】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究基本計画に基づき、重点的に取り組む研究課題を整理しつつ、必要な研究開発を総合的に推進するとともに、温暖化対策や機能性成分の活用などに関する戦略についても検討。 <p>【知の集積】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度末に策定する『「知」の集積と活用の場』に係る基本構想を踏まえ、技術移転を加速化する仕組みを具体化。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、総務省</p>

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	④ 新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用
関連する目標	今後3年間で新たに「強み」のある農畜産物を100以上創出
目標の進捗状況	39 (H26末) (※目標：H28までの3年間で100以上)
施策の実施状況	<p>【新品種・新技術】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度予算を措置し、品質やブランドなど強みのある農畜産物を生み出すため、新たな品種の導入、技術確立、ブランド化などの実需者と連携した「強み」のある産地形成（39地区）のほか、コンソーシアムの形成に向けたマッチング等の取組（48地区）等を新たに展開。平成27年度についても必要な予算を確保し、上記の取組を推進。 平成26年予算から、実需者等の品種に対する多様なニーズに即応するため、試験研究機関等が所有する提供可能な品種等の情報をデータベースに集約・一元化し、迅速に情報提供する体制の整備を推進するため、新たに「オンデマンド品種情報提供事業」を措置。平成26年度は、国立研究開発法人等が所有する品種等の情報の収集及びデータベース化、実需者等の品種の情報に関するニーズに係るアンケートやヒアリング等を実施。 平成26年度予算から、「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業」において、新たに育種対応型を措置し、実需者等のニーズを的確に反映させた品種育成を、実需者と研究機関等が一体となったコンソーシアムにおいて推進。平成26年度は26課題、平成27年度は8課題を採択。 委託プロジェクト研究において、平成25年度から、育種期間を短縮できる「DNAマーカー育種」の利用を推進するためのDNAマーカーの開発、従来の育種法では対応が難しい形質の導入を可能とする新たな育種技術の開発、遺伝資源をゲノム育種で効率的・効果的に活用するための有用遺伝子を効率的に発掘・創出する技術の開発を推進中。また、平成26年度から実需者等のニーズに応じた品種の育成及び業務・加工用品種の栽培法の開発を推進中。さらに、平成27年度より、日持ち性等の基盤的形質を改良した品種、夏場の低コスト安定生産技術、品質保持期間延長技術の開発を推進。 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）に基づく「次世代農林水産業創造技術」（H26～30）において、果樹等の早期開花技術の実用化、日本独自のゲノム編集技術の開発、画期的な農水産物作出及びこれら農水産物を早期に実用化する科学的知見の集積と社会受容の形成等の研究を推進。 平成26年度予算を措置し、知的財産マネジメントの普及を図るため、知的財産の戦略的な活用について普及啓発を行ったほか、海外における知的財産の侵害に対処するため、「農林水産知的財産保護コンソーシアム」を設置し商標の共同監視や模倣品等に係る海外現地調査を実施。 <p>【植物遺伝資源ネットワーク構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「攻めの農林水産業」に資する画期的な新品種の開発に必要な海外植物遺伝資源（育種素材）を国内に導入するため、平成26年度はベトナム、ラオス、カンボジアの3カ国と二国間共同研究協定を締結し、各国のジーンバンク等に所蔵されている遺伝資源の調査等を実施することで、アジア地域の遺伝資源を相互利用するネットワー

	ク構築に向けた取組を開始。平成 27 年度についても必要な予算を確保し、上記の取組を推進。
今後の施策の展開方向	<p>【新品種・新技術】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マーケットイン発想で品種や技術を活かした「強み」のある農林水産物づくりを引き続き推進。 ・ 所期の目標を達成するため、引き続き「オンデマンド品種情報提供事業」、「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業」、「ゲノム情報を活用した農産物の次世代生産基盤技術の開発プロジェクト」、「広域・大規模生産に対応する業務・加工用作物品種の開発」、「国産花きの国際競争力強化のための技術開発」、SIP「次世代農林水産業創造技術」において品種・技術の開発・普及を推進。 ・ 引き続き知的財産の戦略的な活用について普及啓発を行う。また、地理的表示保護制度の運用開始に伴い、従来から実施している商標の共同監視、模倣品等に係る現地調査に加え、新たに、海外におけるGI登録産品やGIマークの不正使用に対する監視を行うなど、海外における我が国農林水産物等のブランドの保護に必要な措置を講じる。 <p>【植物遺伝資源ネットワーク構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5カ国以上のアジア諸国との二国間共同研究による植物遺伝資源の調査結果を民間事業者等へ公開し、アジア地域の植物遺伝資源を相互利用できるアジア植物遺伝資源 (PGRAsia) ネットワークを構築することで、実需者ニーズに対応した新品種開発を支援。
府省庁名	農林水産省、経済産業省

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	⑤ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化
関連する目標	○ 再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林水産業の発展を図る取組をH30年度に全国100地区で実現 ○ H30年までに約100地区でバイオマス産業都市を構築
目標の進捗状況	○ 再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林水産業の発展を図る取組 6地区(H25年度)→15(H26年度)(※目標:100地区(H30年度)) ○ バイオマス産業都市 16地域(H25年度)→22(40市町村)(H26年度) (※目標:100地区(H30年))
施策の実施状況	<p>【小水力、バイオマス発電等の再生可能エネルギーの導入促進と地産地消の推進等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年5月に施行された農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、地域の農林漁業の健全な発展と調和のとれた形での再生可能エネルギー発電の導入を促進するとともに、平成26年度予算として、再生可能エネルギー発電の事業構想から運転開始に至るまでに必要な様々な手続・取組への支援や、バイオマスを活用した産業化、農業水利施設を活用した小水力発電、木質バイオマスのエネルギー利用等を支援。 <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度末における農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況としては、市町村による基本計画作成済み4件、基本計画作成中13件、基本計画作成を検討中25件、基本計画作成に関心あり467件。 平成26年度予算では、発電の事業構想から運転開始に至るまでの様々な手続・取組への支援を35地区で実施したほか、新たにバイオマス産業都市の構想を目指す取組を6件支援。 これらの取組の結果、平成26年度においては、再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林水産業の発展を図る取組が9件新たに開始。また、7府省共同で6地域を新たにバイオマス産業都市に選定。 さらに、バイオマス産業都市に選定された地域における構想の実現に必要な施設整備の支援を10件実施。 平成27年度においても、これらの取組を継続するとともに、再生可能エネルギーの地産地消を推進するための新たな予算措置として、農林漁業者自らが発電した電気を農業施設等で自家利用する取組を構築するためのデータ収集・検討を支援。 <p>【食品リサイクルループの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度においては、食品廃棄物のバイオガス化により再生可能エネルギー創出と農産物の高付加価値化を同時に推進する新たな食品リサイクルループの構築のための計画づくり、メタン消化液の農業利用、肥料の認証等のための活動を支援。 平成27年度においても、これらの取組を継続する。 <p>【自立的で持続可能な地域エネルギーシステムの構築】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 電力の小売自由化を踏まえ、農村地域の豊富なエネルギー資源を活用して分散型エネルギーインフラを整備し、自立的で持続可能な地域エネルギーシステムを構築。平成 26 年度に 14 団体にマスタープラン（地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画）を策定。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 3 月に閣議決定した食料・農業・農村基本計画において、総合的かつ計画的に講ずべき施策として「農村における地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用」及び「バイオマスを基軸とする新たな産業の振興」を位置づけたところであり、引き続き、関係府省の連携の下、関連施策を推進。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	⑥ 食品ロス削減の推進
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度は、納品期限のいわゆる3分の1ルールなど食品ロス削減につながる商慣習等の見直しに向けたフードチェーン全体の取組、フードバンクの認知度向上のための活動や信頼性向上のための取組等を支援。 また、食品ロス削減の取組の普及啓発のため消費者へチラシを作成・配布。 ・ 平成27年度においても、これらの取組を継続する。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づき、新たな食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の策定を行い、食品ロス削減を含め食品リサイクルの促進に向けた取組を推進。
府省庁名	農林水産省、消費者庁、文部科学省、経済産業省、環境省

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	⑦ 企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備
関連する目標	酪農について、2020年までに6次産業化の取組件数を500件に倍増
目標の進捗状況	236件（2014年（4月末現在））→ 284件（2015年（4月末現在）） （※目標：500件（2020年））
施策の実施状況	<p>【畜産クラスター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産クラスターについては、全国480を超える地区で取組が検討されているところ。畜産クラスター事業については、平成26年度補正予算及び平成27年度予算において合計279億円を措置。 <p>【農地集積、飼料の生産拡大、エコフィード活用、技術開発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構については、平成26年度の実績を公表（借入、買入で約3万6千ha、転貸、売渡で約3万1千ha）。 ・平成26年度補正予算及び27年度予算として、「飼料増産総合対策事業」を措置し、飼料作物やエコフィード等の国産飼料の生産・利用の拡大等を支援。 ・平成27年度予算として「強い農業づくり交付金」を措置し、国産粗飼料や食料用米の生産調整・保管施設の整備等の取組を支援。 ・委託プロジェクト研究において、温暖地向きの飼料用米系統「関東264号」や飼料用米、とうもろこしの低コスト栽培技術等を開発するとともに、飼料用米の豚、鶏、牛への給与水準を提示（H22～26）。さらに、平成27年度より、飼料用米の収量を高位安定化させる生産技術、飼料用米の給与による畜産物の差別化及び健全性向上技術、栄養収量の高い国産飼料の低コスト生産・利用技術等の開発を推進。 <p>【酪農に係る新商品開発、取引多様化、施設設置規制の緩和等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度補正予算として「国産畜産物の新たな市場獲得のための技術開発促進事業」を措置し、国産畜産物の新商品の開発を可能とする製造加工技術の開発等の取組を支援。 ・平成26年9月に生乳取引の多様化を進めるための通知を発出し、生産者団体等へ施策を周知。 ・平成26年11月に乳業施設の設置規制の緩和に係る省令改正及び告示を施行し、関係者へ周知。 <p>【性別別精液の利用、乳用種雌子牛の確保等による収益性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度補正予算として「畜産・酪農生産力強化緊急対策事業」を措置し、性別別受精卵・精液の活用や、それらの生産に必要な機器の整備等を支援。 ・平成27年度より開始する委託プロジェクト研究において、牛の分娩後の繁殖機能を早期に回復させる技術、牛の人工授精用精液の受精能力を向上させる技術、家畜の生涯生産性向上のための育種手法の開発等を推進。

<p>今後の施策の展開 方向</p>	<p>【畜産クラスター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産クラスターの取組を今後も強力に推進。 <p>【農地集積、飼料の生産拡大、エコフィード活用、技術開発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地中間管理機構については、今後、具体的な改善策について、政府・与党内の議論を踏まえて検討。 ・ 各種飼料対策については、「飼料増産総合対策事業」及び「強い農業づくり交付金」の施行を適切に実施。 ・ 引き続き委託プロジェクト研究「国産飼料の安定生産と魅力向上のための技術開発」により技術開発を推進。 <p>【酪農に係る新商品開発、取引多様化、施設設置規制の緩和等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「国産畜産物の新たな市場獲得のための技術開発促進事業」（平成26年度補正予算）を適切に実施。 ・ 生乳取引等については、実需者に対するPRなどにより、周知徹底。 <p>【性別別精液の利用、乳用種雌子牛の確保等による収益性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳用雌牛確保等については、「畜産・酪農生産力強化緊急対策事業」を適切に実施。 ・ 引き続き委託プロジェクト研究「畜産・酪農の生産力強化のための技術開発」により技術開発を推進。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省</p>

政策の展開方向	3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの低減
展開する施策	① 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等
関連する目標	今後 10 年間（2023 年まで）で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される。
目標の進捗状況	48.7%（H25）→ 50.3%（H26）（※目標：80%（H35）） ※担い手によって利用される農地面積の集計対象は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農経営、市町村基本構想の水準到達者
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度の担い手への農地集積面積は 227 万 ha で集積率は 50.3%。 ・農地中間管理機構については、平成 26 年 11 月までに全都道府県で設立されており、平成 26 年度の実績については、借入面積は約 2 万 9 千 ha、貸付面積は約 2 万 4 千 ha、売買も含めた全体の実績は借入、買入で約 3 万 6 千 ha、転貸、売渡で約 3 万 1 千 ha。 ・平成 27 年 3 月時点の実績では、 <ul style="list-style-type: none"> ① 担い手の農地集積はこれまで横ばいだったものが約 6 万 ha の増加に転じていること ② 農地中間管理機構の実績も当初目標には届かなかったが、前身の農地保有合理化法人時代と比べると全体の実績で約 3 倍、貸借だけでみると約 10 倍の実績を残しており、初年度としては、一定の成績を残すことができたと考えている。 ・ 10 年間で担い手のシェアを 5 割から 8 割に引き上げるためには、全都道府県で農地中間管理機構を軌道に乗せ、実績数字を更に大きく拡大していくことが必要。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、全都道府県で機構を軌道に乗せるため、 <ul style="list-style-type: none"> ① 機構及び都道府県の抜本的な意識改革と役職員等の体制整備を求める <ul style="list-style-type: none"> ・ 各都道府県の機構ごとの実績を毎年度公表 ・ 実績を上げた県について、各般の施策について配慮する仕組みを検討 ・ 役員体制の再構築 ・ 現場担当者の質・量の確保 ② 人・農地プランの本格化に向けた見直しなど、地域内の農業者の話し合いを着実に進め、機構がまとまった農地を借りられるよう、農地の出し手の掘り起こしを行う <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村ごとの人・農地の状況を毎年度公表 ・ 補助金については、地域の話合い・出し手の掘り起こしに資するように見直しを検討 ③ 農地の所有者の機構への農地貸付けのインセンティブを強化する <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地中間管理機構への貸付け等を通じて、遊休農地の解消や

	<p>農地利用の効率化等を図るため、農地保有に係る課税の強化、軽減等によるインセンティブ、ディスインセンティブの仕組みについて政府全体で検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地転用利益の地域農業への還元等、公平で実効性のある方策について、関係者へのヒアリング等を行いつつ検討・論点整理等の方策を推進。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制、地創）

政策の展開方向	3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの低減
展開する施策	② 多様な担い手の育成・確保（法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入）
関連する目標	○ 今後 10 年間で、法人経営体数を 5 万法人に増加 ○ 新規就農し定着する農業者を倍増し、10 年後に 40 代以下の農業従事者を 40 万人に拡大
目標の進捗状況	○ 法人経営体数 12,511（平成 22 年） → 15,300（平成 26 年） （目標：5 万法人（平成 35 年））※「農業構造動態調査」（抽出調査による推計） ○ 40 代以下の農業就業者数 31.0 万人（平成 24 年） → 31.1 万人（平成 25 年） （目標：40 万人（平成 35 年））※「農林業センサス」、「新規就農者調査」により推計
施策の実施状況	<p>【農業経営の法人化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営の法人化と法人経営の発展を促進するため、 <ul style="list-style-type: none"> ① 集落営農の組織化及び集落営農・複数個別経営の法人化等の支援 ② スーパー L 資金による長期・低利融資 ③ 農業経営基盤強化準備金制度による税制上の優遇措置 ④ アグリビジネス投資育成株式会社等による出資等を行っているところ。 <p>【新規就農者の確保・育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業の内外からの青年層の新規就農を促進するため、 <ul style="list-style-type: none"> ① 就農に向けた研修を受けている就農希望者に対する給付金（準備型）及び経営開始直後の青年就農者に対する給付金（経営開始型）の給付（青年就農給付金） ② 農業法人等の雇用就農者の研修に対する支援（農の雇用事業）等の施策を総合的に実施。 ・ さらに、経営感覚を備えた農業経営者を育成していくため、農業界と産業界の連携により、実践的教育を通じて農業経営者を育成するための研修に対する支援等を実施。 <p>【商工業とともに農業を営む事業者への信用保証制度の適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家戦略特別区域法に基づき指定された国家戦略特別区域で商工業とともに農業を営む事業者が行う農業の実施に必要な事業資金の調達について、新たに信用保証協会による信用保証の対象とする「国家戦略特別区域農業保証制度」を創設。新潟県新潟市で平成 27 年 1 月から、兵庫県養父市で同年 2 月から、それぞれ運用を開始。
今後の施策の展開方向	<p>【農業経営の法人化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営の法人化を加速するため、平成 27 年度からは、 <ul style="list-style-type: none"> ① 都道府県や農業法人協会等と連携し、法人化の相談窓口を設置するなど法人化の推進体制を整備するとともに、

	<p>② 行政ルートで、大規模個別経営や集落営農組織に対して、法人化のメリットや手続き等を分かりやすく整理したパンフレットを直接周知するほか、</p> <p>③ 各都道府県において、税理士等の経営の専門家による指導・助言体制の整備、研修・セミナーの開催等を実施</p> <p>④ 農業団体ルートにおいて、法人経営体の従業員の独立（のれん分け）を促進する</p> <p>等の取組を推進。</p> <p>【新規就農者の確保・育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青年就農給付金（経営開始型）について、平成27年度からは、前年の所得に応じて給付金額を変動させる仕組みを導入し、農業者の所得向上のインセンティブを与えるなどの改善を実施。 ・ 近年、景気が回復しているが、その中で農業界に優秀な人材を確保していくため、 <ul style="list-style-type: none"> ① 民間企業の就職スケジュールと合わせる形で、適切なタイミングで農業法人の就職説明会等を開催 ② 農業法人の就労環境等を他産業並みに改善 ③ 発展している法人の経営者や女性農業経営者がマスコミ等に出て発信する機会を拡大 <p>等の取組を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規就農者の定着を確実にするため、 <ul style="list-style-type: none"> ① 青年就農給付金受給者を含む新規就農者を対象として、普及指導員・市町村職員・指導農業士等の中から担当する指導者を決め、確実にバックアップする体制を構築 ② 孤立しがちな新規就農者同士の地域ごとの交流会の開催や4Hクラブ（農業青年クラブ）への加入により、新規就農者ネットワークを構築 <p>等の取組を推進。</p>
府省庁名	農林水産省、内閣府（地創）、経済産業省

政策の展開方向	3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの低減
展開する施策	③ 女性農業経営者の能力の積極的な活用（農業女子プロジェクト、ビジネス発展支援等）
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「農業女子プロジェクト」 女性農業者の知恵と民間企業の連携による新たな商品やサービス開発等を行う「農業女子プロジェクト」について、第1期（平成25年11月～平成26年10月）において、参画企業13社と個別プロジェクトを進め、女性が現場で使いやすい軽トラックやトイレの開発等を通じ、女性農業者の活躍を発信。 ・「輝く女性農業経営者育成事業」 消費者への直接販売や商談会出展の機会提供等による実践型研修を通じて、意欲ある女性農業経営者の次世代リーダーとしての育成等を実施。 ・女性農林漁業者のネットワーク等を通じて女性による活用が望まれる補助事業の周知徹底を図るほか、担い手や地域農業のあり方を定めた「人・農地プラン」の検討に当たって、検討会のメンバーの概ね3割以上は女性で構成することを要件とするなど、女性の参画を促進。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期（平成26年11月～）の「農業女子プロジェクト」においては、農業女子の知恵を活かした農機具の開発や生産物を活用したギフトの提供など個別プロジェクトを進めるとともに、情報発信サイトや情報誌等を活用し、農業女子プロジェクトの社会への発信を強化する。 また、地域単位での交流等の実施など地域における展開を推進し、農業女子メンバーや参画企業の増加などプロジェクト活動を拡大していく。 （平成27年5月現在 参画企業21社、農業女子メンバー302名） ・「輝く女性農業経営者育成事業」において、地域農業における次世代リーダーとなり得る女性農業者の育成等を進めるとともに、女性農業者の活躍推進に取り組む農業法人・農業経営体の認定・表彰の実施、啓発セミナー等を各地域で開催することにより、女性が活躍する先進的な取組を全国に広げる。 ・経営体向けの補助事業の女性農業者による積極的な活用の促進、人・農地プランの検討の場への女性参画の義務づけ等を行い、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進めていく。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
展開する施策	④ 高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等
関連する目標	○ 今後10年間（2023年まで）で全農地面積の8割が担い手によって利用される。 ○ 今後10年間（2023年まで）で、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを現状全国比4割削減する（約9,600円/60kg）
目標の進捗状況	○ 今後10年間（2023年まで）で全農地面積の8割が担い手によって利用される。 48.7%（H25）→50.3%（H26）（※目標：80%（H35）） ※担い手によって利用される農地面積の集計対象は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農経営、市町村基本構想の水準到達者 ○ 今後10年間（2023年まで）で、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを現状全国比4割削減する（約9,600円/60kg） 全国平均：16,000円/60kg（平成23年） →個別経営：11,374円/60kg（H25） 組織法人経営：11,931円/60kg（H25） ※担い手の米の生産コストの集計対象 ① 個別経営：認定農業者のうち、農業就業者1人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体（水稲作付面積15ha以上層） ② 組織法人経営：米の販売金額が第1位となる稲作主体の組織法人経営体（平均水稲作付面積約29ha）
施策の実施状況	下記予算により農業生産基盤の整備を実施。 ・26年度予算で農業農村整備事業2,689億円、農山漁村地域整備交付金のうち農業農村整備分735億円の合計3,424億円を措置。 ・27年度予算で農業農村整備事業2,753億円、農山漁村地域整備交付金のうち農業農村整備分735億円及び農地耕作条件改善事業100億円の合計3,588億円を措置。
今後の施策の展開方向	・ 担い手への農地集積・集約化や生産コストの削減を確実に進めるとともに、地域の営農戦略に即した収益性の高い農業経営を実現するため、農地の大区画化、汎用化や畑地かんがい施設の整備を推進する。 ・ 農業構造や営農形態の変化に対応した水管理の省力化や水利用の高度化を図るため、ICTや地下水位制御システム等の新たな技術の導入やパイプライン化等による新たな農業水利システムの構築を推進する。 ・ 農業水利施設の老朽化が進行する中、将来にわたって施設機能の安定的な発揮を図るため、点検、機能診断及び監視を通じた適切なリスク管理の下での計画的かつ効率的な補修、更新等により、施設の徹底した長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理を推進する。 ・ 集中豪雨の増加や大規模地震の発生等、災害リスクの高まりに対応し、安定的な農業経営や安全・安心な暮らしを実現するため、「国

	<p>土強靱化基本計画」等を踏まえ、農業水利施設等の耐震化、洪水被害防止等の対策と、ため池管理体制の構築等による地域防災力の強化のハード・ソフト対策を適切に組み合わせて推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業・農村の構造の変化を見極めつつ、土地改良事業や土地改良区の現状、ニーズ等について把握、分析した上で、新たな土地改良長期計画の検討等と併せ、土地改良制度の在り方について検証、検討を行う。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
展開する施策	⑤ 経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等
関連する目標	○ 今後10年間(2023年まで)で、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを現状全国比4割削減する(約9,600円/60kg)
目標の進捗状況	<p>全国平均：16,000円/60kg(平成23年) 一別経営：11,374円/60kg(平成25年) 組織法人経営：11,931円/60kg(平成25年) ※担い手の米の生産コストの集計対象</p> <p>① 個別経営：認定農業者のうち、農業就業者1人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体(水稲作付面積15ha以上層) ② 組織法人経営：米の販売金額が第1位となる稲作主体の組織法人経営体(平均水稲作付面積約29ha)</p>
施策の実施状況	<p>【省力栽培技術及び多収性品種等の開発・導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託プロジェクト研究において、自動走行トラクタによる有人一人協調作業システムの開発と現地実証試験等を実施(H22～H26)、また実需者等のニーズに応じた良食味と多収性を兼ね備えた業務用米品種等の育成及び栽培法の開発を推進中(H26～H30)。さらに平成27年度より、緑肥や堆肥等の有機質資材の活用により、生産物の収量及び品質を低下させることなく施肥及び土作りに要するコストを削減する技術等の開発を推進。 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)に基づく「次世代農林水産業創造技術」(H26～30)においてマルチロボット作業システムによる労働コストを半減する超省力作業体系の開発を推進中。 <p>【農業機械、肥料・飼料等の生産資材コスト低減】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度予算として、肥料施用量の適正化等による肥料コスト低減の取組を支援する事業を措置し、22地区で実施。 平成27年度予算として、産地における資材高騰等の変動リスクを軽減するため、省資源生産技術・体系に係る現場実証事業を措置し、生産資材費の低減に資する取組(豚糞炭化物や籾殻燃焼灰等の未利用資源に含まれる肥料成分を活用した肥料の開発等)を支援。 「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」に基づき、農作業の省力化・低コスト化を図り規模拡大等による農業経営の体質強化に資する農業機械を開発(平成26年度は高性能・高耐久コンバイン等3機種、平成27年度は野菜用の高速局所施肥機等3機種の開発を開始)。 さらに、 <ol style="list-style-type: none"> ① 肥料については、指定配合肥料における固結防止材の使用制限の緩和、 ② 農薬については、水稲除草剤の適用区分を廃止し登録申請者の負担の軽減、 ③ 飼料については、安全を確認した上で、飼料規制に係る省令等を改正し、食品加工残さ等の未利用資源の飼料としての利用の推進、 ④ 動物性医薬品については、審査資料の電子化、海外試験データ

	<p>の受入れ等、承認審査プロセスの見直しを実施。</p> <p>【先進農業者と民間企業等の経済界との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度予算として「農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証事業」を措置。先進的な農業者と経済界の企業からなる 16 件の連携プロジェクトを採択し、3 年以内の実用化を目標とし、先進的な機械の実用化や ICT 技術の活用等を行う先端モデル農業の実証を開始。当事業は平成 27 年度予算も措置し、14 件の連携プロジェクトを新たに採択している。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【省力栽培技術及び多収性品種等の開発・導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き SIP「次世代農林水産業創造技術」、委託プロジェクト「広域・大規模生産に対応する業務・加工用作物品種の開発」「水田作及び畑作における収益力向上のための技術開発」において技術開発を推進。 <p>【農業機械、肥料・飼料等の生産資材コスト低減】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資材費削減、省力化等に資する技術や、施肥及び防除体系の現場実証事業を通じて、省資源技術・体系の確立を目指す。 引き続き「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」に基づき、新たなニーズに対応しつつ、農作業の省力化・低コスト化に資する農業機械の開発・実用化を進める。 さらに、 <ol style="list-style-type: none"> ① 肥料については、安価な国内未利用資源の肥料原料としての利用を拡大、 ② 農薬については、作物グループ単位で農薬を登録できる仕組みにより作物残留試験のコスト縮減を図るとともに、地域特産作物にも使用可能な農薬を確保、 ③ 飼料については、引き続き、安全を確保した上で、未利用資源の飼料利用を推進、 ④ 動物性医薬品については、引き続き、安全で効果の高い新薬を迅速に生産現場へ供給するため、承認審査プロセスの見直しを進め、開発コストの低減及びドラッグラグの解消について取り組む。 <p>【先進農業者と民間企業等の経済界との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証事業」を通じて、先進的な農業者と経済界の企業からなる連携プロジェクトを推進するとともに、早期の実用化・普及が図られるよう促す。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省</p>

政策の展開方向	4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設
展開する施策	「制度設計の全体像」（平成 25 年 11 月 26 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）（別紙 1）参照
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>1. 米の直接支払交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 激変緩和のための経過措置として、26 年産米から単価を 7,500 円/10a に削減した上で、29 年産までの時限措置（30 年産から廃止）としたところ。 <p>2. 日本型直接支払制度（多面的機能支払）の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払から成る日本型直接支払制度については、平成 27 年度以降、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき実施。 平成 26 年度の各支払いの実施状況（見込み）は以下のとおり。 <p>【多面的機能支払】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従来の農地・水保全管理支払の約 1.3 倍（約 50 万 ha の増）に当たる、約 200 万 ha の農用地に取組が拡大。 <p>【中山間地域等直接支払】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 期対策の最終年度であること等から、平成 25 年度と同程度（約 69 万 ha）の実施。 <p>【環境保全型農業直接支払】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度の約 1.2 倍に当たる、約 62 千 ha に取組が拡大。 <p>3. 経営所得安定対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年通常国会において、畑作物の直接支払交付金（ゲタ）及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）については、平成 27 年産から、認定農業者、集落営農、認定新規就農者という「担い手」を対象に規模要件は課さずに実施する、「担い手経営安定法」が成立。 ・ なお、平成 26 年産に限り、ナラシ対策非加入者に対する影響緩和対策として、ナラシ対策で米の補填が行われる場合に、国費相当の 5 割を交付。 ・ 収入保険の導入については、農業者の経営データを収集するなど、収入保険の設計に向けて調査・検討を進め、平成 26 年 11 月からは、平成 27 年産を対象に、農業者の協力を得て、制度の仕組みの検証等を行う事業化調査（平成 26 年中に加入し、平成 28 年に納税申告）を開始。 <p>4. 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料用米・米粉用米への数量支払いの導入など、水田活用の直接支払交付金を充実し、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を推進。 新たな食料・農業・農村基本計画において、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を位置づけ。 ・ 地域の特色ある魅力的な製品の産地づくりに向けた取組を支援。

	<p>《平成 26 年度の申請面積（平成 26 年 7 月末時点）》 麦：16.7 万 ha 大豆：10.7 万 ha 飼料作物：10.5 万 ha 新規需要米：6.8 万 ha（WCS:3.1、米粉:0.3、飼料:3.4） 加工用米：4.9 万 ha</p> <p>5. 米政策の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米の生産数量目標の配分について、2015 年産米より「自主的取組参考値」を付記することにより、幅を持たせた配分をするなどの見直しを行うとともに、 <ul style="list-style-type: none"> ア. 「米に関するマンスリーレポート」において、主食用米の需給、価格情報を充実するとともに、作付選択に資する、麦、大豆、飼料用米の需給情報の提供 イ. 飼料用米・米粉用米への数量払の導入など、水田活用の直接支払交付金を充実 ウ. 「米の安定取引研究会」における安定取引の拡大、現物市場の活性化に向けた方向性の取りまとめなどを実施。 <p>6. 米価変動補填交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年産米から廃止。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>1. 米の直接支払交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年産までの時限措置として実施。 <p>2. 日本型直接支払制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、それを支える農地、水路、農道等の基礎的保全活動や質的向上を図る活動、条件不利地域における農業生産活動の継続及び自然環境の保全に資する農業生産活動を支援。 <p>3. 経営所得安定対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正担い手経営安定法に基づき、ゲタ対策及びナラシ対策については、平成 27 年産から、認定農業者、集落営農、認定新規就農者という「担い手」を対象に、規模要件は課さずに、安定的に実施。また、セーフティネット対策はナラシ対策に一本化。 ・ 収入保険の導入については、平成 27 年度も、事業化調査を継続し、農産物の作付・収穫・販売において、農業者による営農記録や帳簿の作成、損害発生の通知、保険者による現地調査といった事務についての検証等を進める。 この事業化調査を平成 28 年度までかけて実施するなど、制度の法制化に向け、検討を進める。その検討と併せて、農業災害補償制度の在り方を検討する。 <p>4. 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、飼料用米、麦、大豆等の戦略作物について、水田活用の直接支払交付金による支援とともに、飼料用米については、多収性品種の導入、施設・機械の導入等の推進、麦、大豆については、加工適性、多収性を備えた新品種の開発・導入、排水対策等により、生産性を向上させ、本作化を推進。

	<p>5. 米政策の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米の生産数量目標の配分については、引き続き更なる配分の工夫を行うとともに、 <ul style="list-style-type: none"> ア. 「米に関するマンスリーレポート」における情報提供の拡充、公表の迅速化等、きめ細かな情報提供を更に推進するとともに、新たな食料・農業・農村基本計画における生産努力目標や、経営展望の周知等により、農業関係者の具体的イメージを持った取組を推進 イ. 業務用米の安定取引のためのセミナー、商談会を通じて生産者と実需者とのマッチングを図る取組を実施することにより安定取引の拡大を推進 <p>などを実施。</p>
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	5. 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進
展開する施策	「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」（別紙2）参照
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>農業の成長産業化を図るため、6次産業化や海外輸出、農地集積・集約化等の政策を活用する経済主体等が積極的に活動できる環境を整備する観点から、以下を内容とする「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案」を第189回国会（平成27年通常国会）に提出（平成27年4月3日閣議決定）。</p> <p>（1）農協改革について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農協は、その事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないものとする ・農協は、事業の的確な遂行により高い収益性を実現し、事業収益を、事業の成長発展を図るための投資や事業利用分量配当に充てるよう努めなければならないものとする ・理事の過半は認定農業者や農畜産物の販売・法人の経営等に関し実践的な能力を有する者等でなければならないこと ・農協・連合会の分割や株式会社等への組織変更を可能にすること <ul style="list-style-type: none"> ・農協法上の中央会制度の廃止 ・単位農協の信用事業譲渡をより円滑に行う観点から、農協が信用事業の一部を譲渡した場合についても、農林中金、信連等の業務の代理を行うことができるものとする <p>（2）農業委員会の改革について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員の選挙制度を廃止し、農業委員は、市町村長が議会の同意を得て任命するものとする ・農業委員の過半を認定農業者とすること ・農地利用最適化推進委員の設置 <p>（3）農業生産法人の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員の農作業従事要件について、役員等のうち1人以上が農作業に従事すればよいこととする ・議決権要件について、農業者以外の者の議決権が総議決権の2分の1未満までよいこととする <p>本法案により農協・農委・農業生産法人の一体的な見直しを行うことによって、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域の農協が、地域の農業者と力を合わせて農産物の有利販売等に創意工夫を活かして積極的に取り組めるようになる、 ② 農業委員会が、農地利用の最適化をより良く果たせるようになる、 ③ 担い手である農業生産法人の経営発展に資するといった効果を期待。
今後の施策の展開方向	国会での審議状況を注視し、法案が成立した暁には、成立した改正法の内容についての周知徹底を行い、改正法に基づく改革を推進。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）

政策の展開方向	6. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	① 農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティ活性化の推進
関連する目標	関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 903万人 (H24) →925万人 (H25) (※目標：1,300万人 (H32))
施策の実施状況	<p>【農業・農村の多面的機能の維持・発揮のために、高齢化、人口減少により低迷しつつある地域の共同活動を支援するとともに、女性・高齢者を含め、地域全体で担い手を支える体制を拡充・強化することで、地域コミュニティの活性化を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティによる農地、農業用水、農道等の資源の基礎的な保全活動や質的向上を図る活動を支援（多面的機能支払）。制度創設年度である平成26年度は、従来の農地・水保管理支払の約1.3倍（約50万haの増）に当たる、約200万haの農用地に取組が拡大（見込み）。 ・ 中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動の継続的な実施を支援（中山間地域等直接支払）。平成26年度は、第3期対策の最終年度であること等から、平成25年度と同程度（約69万ha）の実施（見込み）。 <p>【集落機能が低下している農山漁村地域において、総合的な土地利用計画の仕組みや地域コミュニティの再生について検討を進めるとともに、生産基盤・生活関連施設の総合的な集約・再編、土地基盤の再編・整序化、基幹集落と周辺集落のネットワークの強化を支援。併せて、これらの取組等を進めるため、地域づくりへの意欲と感覚を有する人材の育成・活用を促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第189回国会において、農用地等の保全・利用及び生活サービス施設等の集約等を図る総合的な土地利用計画制度を創設し「小さな拠点」の形成を推進する「地域再生法の一部を改正する法律案」を提出し、審議中。 ・ 第187回国会において、農地法・農振法の特例により農林水産業の6次産業化に資する施設等の整備を図る「地域再生法の一部を改正する法律」が成立（平成26年12月15日施行）。 ・ 平成27年度予算で「農村集落活性化支援事業」を措置し、地域住民が主体となった将来ビジョンづくりや、集落営農組織等を活用した集落間のネットワーク化による地域の維持・活性化を図る取組を支援。 （平成27年度は、全国72地区を選定し、地域協議会による地域の将来ビジョンの作成やそれに基づく体制構築等を支援。） ・ 平成26年度予算として、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」84億円（当初65億、補正19億）を措置し、309地区において生活環境施設、地域間交流拠点施設等の整備を行い、市町村等が推進する定住や地域間交流の取組を支援。

【高齢化や人口減少が著しい中山間地域をはじめとする条件不利地域等において農林水産業を中心とし、地域ぐるみの加工・販売等や他産業との連携を広げることにより、地域の就業促進・雇用創出と集落機能の維持活性化を総合的に支援】

- ・ 平成 27 年度予算で山村活性化支援対策を措置し、山村振興法により指定された振興山村において、地域資源を活用した地域内発型の産業振興を通じて所得や雇用の増大を図る取組を支援。

【集落機能が低下している過疎地域や農山漁村地域等の集落において、基幹集落を中心としたネットワーク化を推進し、地域住民が主体的に行う地域資源を活用した地場産業の振興、日用品の買物支援といった日常生活機能や定住環境の確保等の総合的な取組を支援することにより集落の再生、地域活性化を推進】

- ・ 第 189 回国会において、農用地等の保全・利用及び生活サービス施設等の集約等を図る総合的な土地利用計画制度を創設し「小さな拠点」の形成を推進する「地域再生法の一部を改正する法律案」を提出し、審議中。
- ・ 平成 27 年度予算として過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 4.0 億円を措置し、過疎集落等を対象に、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏における日常生活支援機能の確保や地域産業の振興の取組をモデル的に支援。

【地域活性化の担い手となる人材を確保し、その定住・定着を図る取組としての「地域おこし協力隊」の拡充等を推】

- ・ 平成 26 年度は全国 444 の自治体で 1,511 名の地域おこし協力隊が活動（「田舎で働き隊」（農林水産省）の隊員数（118 名）と合わせると 1,629 名が活動）。
- ・ 平成 27 年度予算として 0.9 億円を措置し、全国サミットの開催、隊員への研修の充実、地域との連携による活動内容の充実・強化のためのモデル事業の実施等により、地方自治体の自主的な取組を支援。

【「道の駅」における地域経済、福祉、観光、防災、文化等の「地域拠点機能の強化」とそれらの「ネットワーク化」を関係府省が連携して取組を推進】

- ・ 国土交通省は、「道の駅」を経済の好循環を地方に行き渡らせる成長戦略の強力なツールと位置付け、優れた「道の駅」を関係機関と連携して重点支援する取り組みを実施する、重点「道の駅」制度を創設。

【商店、診療所等の日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を、歩ける範囲に集めた「小さな拠点」づくりと、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進。さらに、過疎地域等において廃校舎等の既存公共施設を再編改修し、「小さな拠点」関連施設として活用することを支援】

- ・ 第189回国会において、農用地等の保全・利用及び生活サービス施設等の集約等を図る総合的な土地利用計画制度を創設し「小さな拠点」の形成を推進する「地域再生法の一部を改正する法律案」を提出し、審議中。
- ・ 平成27年度予算として『「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業』（予算額270百万円）を措置し、ハード・ソフトの両面から市町村の「小さな拠点」づくりを支援。

【多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路等の生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援】

- ・ 平成26年11月に施行された、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」により、地方公共団体を中心として地域の関係者との合意の下で、まちづくりや観光施策と連携し、面的な地域公共交通ネットワークを再構築する枠組みを整備。
- ・ 地域公共交通確保維持改善事業について、平成26年度予算として306億円、平成27年度予算として290億円（平成26年度補正予算を含め358億円）を措置し、地域の公共交通ネットワークの再構築に向けた取組みを支援。
- ・ 平成27年度予算においては、従来からの支援を着実に実施しつつ、地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通ネットワークの再編に係る取組みに対して、補助要件の緩和等の特例措置を設けるなど、支援内容を充実。

【住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、民間とも協働して家事援助、配食、食材配達など多様な主体による生活支援サービスの充実を推進】

- ・ 生活支援サービスの充実については、地域支援事業（平成26年度予算額698億円の内数）の任意事業（5億円）として生活支援サービスの担い手を養成するなどの基盤整備を推進。

<p>今後の施策の展開方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多面的機能支払及び中山間地域等直接支払について、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく安定的な制度として実施することにより、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、それを支える地域活動及び条件不利地域における農業生産活動の継続を支援。 ・ 中山間地域等直接支払については、特に平成 27 年度からの第 4 期対策において、複数の集落間で連携した活動体制づくり等を促進。 ・ 「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（総務省）」、「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業（国土交通省）」、「農村集落活性化支援事業（農林水産省）」の実施に当たっては、これまでも「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、関係府省間での窓口一本化による事業実施地区の調整等を行ってきたところであり、事業主体が活動しやすくなるような方策等について、関係府省が連携して、引き続き検討。 ・ 現在審議中の「地域再生法の一部を改正する法律案」に基づく地域再生土地利用計画制度について、先行事例の整理に加え、全国ベースでの情報収集や具体的なニーズの掘り起こしを通して「小さな拠点」の形成を着実に推進。 ・ 「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」については、「地域おこし協力隊」の名称に統一し、募集情報の一元化、合同研修の実施や相互の隊員間の交流促進を行うなど一体的な運用により、人材の派遣、定住化を効果的かつ効率的に推進。 ・ 生活支援サービスの充実については、引き続き、地域支援事業（平成 27 年度予算額 798 億円の内数）の包括的支援事業における社会保障の充実分（54 億円）として生活支援サービスの担い手を養成するなどの基盤整備を推進し、平成 30 年度までに全市町村が実施することを予定。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、総務省、厚生労働省、国土交通省</p>

政策の展開方向	6. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	② 福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり
関連する目標	関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 903万人 (H24) → 925万人 (H25) (目標 : 1,300万人 (H32))
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度予算で「都市農村共生・対流総合対策交付金」(21億円)、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」(当初65億円、補正19億円)等を措置し、「子ども農山漁村交流プロジェクト」などの連携プロジェクトを実施(主に①～⑤、⑧)。 ・ 平成27年度予算で「都市農村共生・対流総合対策交付金」(27億円)、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」(当初62億円)等を措置し、連携プロジェクトを引き続き推進する。 <p>【①子ども農山漁村交流プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども農山漁村交流プロジェクトの推進を図るため、農山漁村における農林漁業体験・宿泊体験を推進(H26 全国で26地区)。 ・ 総務省、文部科学省、農林水産省及び環境省が連携し、送り側である学校や受入側である農山漁村の関係者を対象としたセミナー等を開催。 <p>【②「農」と福祉の連携プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「農」と福祉の連携プロジェクトの推進を図るため、高齢者や障害者を対象とした福祉農園の開設・整備を促進(H26 全国で20地区)。 ・ 厚生労働省及び関係機関により構成する連携協議会を設置し、施策情報の周知、調査研究結果の報告、意見の交換を実施(H26 2回)するとともに、平成26年1月までに、全ての地方ブロックにおいて、農業分野における障害者就労促進を図る協議会を設置し、各種意見交換会を開催(H26 全国で8回)。 <p>【③空き家・廃校活用交流プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第187回臨時国会において、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成26年11月19日に成立。 ・ 「空き家・廃校活用交流プロジェクト」を円滑に進めるため、地方レベルにおいても推進体制を整備。 ・ 「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」の事業において、廃校を利用した施設(宿泊体験施設等)の整備を実施(H26 全国で2地区)。 <p>【④住民参加の下での交流農園や農林産物直売所等の整備を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「都市農村共生・対流総合対策交付金」や「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」の事業において、交流農園や農林産物直売所等の交流施設を整備(H26 全国で59地区)。

【⑤農観連携の推進協定に基づき、農山漁村の魅力と観光需要を結びつける取組を推進】

- ・平成26年1月に農林水産省と観光庁の間で「農観連携の推進協定」を締結し、ビジットジャパン事業を通じた和食やグリーン・ツーリズムのプロモーション、訪日外国人旅行者等への動植物検疫に係る情報の周知等を実施。
- ・訪日外国人旅行者の受入れに向け、VISIT JAPAN トラベルマート2014(主催：観光庁等)の一環で行われた海外の旅行会社による視察旅行のコースにグリーン・ツーリズム実施地域を組み込み、地域の魅力をアピールしたほか、全国3カ所でセミナーの開催(参加者計約270名)等を実施。

【⑥地域の資源を活用した「売れる」旅行商品を開発するとともに、継続して観光地域づくりに取り組む地域の担い手を育成し、自立的経営へ誘導することにより、農山漁村における観光地域づくりをビジネスにつなげる取組を支援】

- ・平成26年度予算として「観光地ビジネス創出の総合支援」72百万円を措置し、農山漁村における観光地域づくりについて、地域の特徴ある資源を活かした旅行商品づくりや、自立的・継続的なビジネスモデル構築に対して支援(3件)。

【⑦観光圏の整備等を通じ、観光客が従来の名所旧跡に加え、農山漁村等を回遊し、地域の住民と観光客との交流を促進する滞在交流型観光を実現】

- ・平成26年度予算として「観光地域ブランド確立支援事業」274百万円を措置し、他地域との差別化を図るためのブランド戦略の構築や、同戦略に基づいて行われるプログラムの実施に必要な事業を支援。また、一部観光圏において、農林水産省の「都市農村共生・対流総合対策交付金」を活用した協議会と連携を開始。
- ・平成27年度予算として同事業257百万円を措置し、滞在交流型観光の実現に向けて支援。
- ・全観光圏が参加し、情報共有や意見交換等を行う「観光圏推進協議会」(平成26年4月から定期的開催)において、農林水産省から随時、施策の説明等を実施し、農観連携の取組の推進を働き掛け。

【⑧今後増加が見込まれる訪日外国人旅行者の受入れも含めたグリーン・ツーリズムを推進】

- ・都市農村共生・対流総合対策交付金により、グリーン・ツーリズムの取組を支援(H26 全国で15地区)。
- ・訪日外国人旅行者の受入れに向け、VISIT JAPAN トラベルマート2014(主催：観光庁等)の一環で行われた海外の旅行会社による視察旅行のコースにグリーン・ツーリズム実施地域を組み込み、地域の魅力をアピールしたほか、全国3カ所でセミナーの開催(参加者計約270名)等を実施。(再掲)

	<p>【⑨地域の自然観光資源を解説するガイド等の人材の育成やプログラムづくり等を通して地域のエコツーリズムの取組を支援するとともに、国立公園において地域と一体となったエコツーリズムの取組を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度予算として、エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業を実施（①エコツーリズムガイド等養成事業、②エコツーリズム推進アドバイザー派遣事業、③エコツーリズム地域活性化支援事業）。 ・ 平成 27 年度予算として、前年度に引き続き上記の事業を実施し、エコツーリズムに取り組む地域等への支援を行う予定。 <p>【⑩国家戦略特区を活用し、農家レストランを農用地区域内に設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年 5 月 1 日に、新潟県新潟市及び兵庫県養父市が国家戦略特区に指定され、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟市においては、4カ所で農家レストランを設置予定。 ・ 養父市においては、農家レストランの設置に向けて検討中。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校教育等における子ども滞在型農山漁村体験教育の推進に関する法律案(議員立法)」が第 189 回国会に提出される予定。 ・ 空き家・廃校等地域に賦存する遊休資源を活用し、農村地域におけるコミュニティの維持・再生等を図るため、「都市農村共生・対流総合対策交付金」及び「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」の事業を引き続き推進。 ・ 農観連携の重点項目について、農観連携の推進協定に関する連絡会議等を通じ、具体的な推進方策を検討。 ・ 観光地ビジネスに関するモデル地域での実証を通じて、成功事例の創出を図る。 ・ 観光圏において、観光庁と農林水産省双方の支援策の活用を検討、観光圏推進協議会における農林水産省と連携した取組推進の働きかけ等を実施。 ・ インバウンドの増大に向けて、農山漁村ならではの「食」と「農」の魅力の結び付けなどによるコンテンツの磨き上げやマーケティング、情報発信等の取組を推進。 ・ 今後のエコツーリズムの取組の推進に当たっては、既存事業を継続して実施するとともに、外国人観光客の誘客を図るため、国内外への戦略的な情報発信、国立公園等を案内するガイド等の養成など、地域の観光振興・活性化に貢献していく。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省</p>

政策の展開方向	6 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	③ 優良事例の横展開・ネットワーク化
関連する目標	関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 903万人 (H24) →925万人 (H25) (※目標：1,300万人 (H32))
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年から表彰事業「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」として、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化に取り組んでいる優良事例を選定し、全国への発信することを通じた他地域へ横展開を図る取組を実施。 ・ 平成26年は、応募のあった251件の取組の中から23地区を優良事例として選定。同年6月には、選定地区の代表者等を総理官邸に御招待し、安倍総理主席の下、交流会を開催。 ・ 選定地区については、地域活性化に関する先進的なモデルとして、各種広報誌やメディアなどに取り上げられるよう働きかけを行ったほか、イベントへの参加等を通じて、選定地区の取組を全国に発信。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年は、公募を5月18日から7月10日まで行い、秋頃に20地区程度の優良事例を選定し、総理官邸において交流会を開催する予定。 ・ 今年度はより効果的に実施されるよう、「グランプリ」や「特別賞」の選定、他薦の仕組みの導入、地方創生コンシェルジュ等への情報提供を通じた新規応募の掘り起こしなどの取組を実施。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	6 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	④ 消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興
関連する目標	関係省庁との連携プロジェクトを展開し、平成 32 年までに全国で交流人口を 1,300 万人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 903 万人 (H24) →925 万人 (H25) (※目標 : 1,300 万人 (H32))
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度予算で「都市農業機能発揮対策事業(予算額 1.9 億円)」を措置し、都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、 <ul style="list-style-type: none"> ①農林水産省と国土交通省との連携による都市農業に関する制度検討 ②都市農業の意義の周知 ③福祉農園の開設 を推進。 ・ 第 189 回国会において、都市農業振興基本法が成立(平成 27 年 4 年 22 日施行)。
今後の施策の展開方向	・ 都市農業振興基本法に基づき、農林水産省と国土交通省等が連携し、法制上、財政上、税制上等の措置を総合的に検討。
府省庁名	農林水産省、国土交通省

政策の展開方向	6. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	⑤ 歴史的景観、伝統、自然等の保全・活用を契機とした農山漁村活性化
関連する目標	関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 903万人 (H24) → 925万人 (H25) (※目標：1,300万人 (H32))
施策の実施状況	<p>【歴史や伝統ある棚田や疏水等の美しい農村景観等を保全・復元・継承】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度予算で「美しい農村再生支援事業」を創設し、美しい棚田や伝統ある疏水等を保全・継承し、農業・農村の活性化を図る地域の自主的な取組を支援。 <p>【美しい村づくりのための土地利用や地域コミュニティの再生について検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度予算で「農村集落活性化支援事業」を措置し、地域住民が主体となった将来ビジョンづくりや、集落営農組織等を活用した集落間のネットワーク化による地域の維持・活性化を図る取組を支援。 (平成27年度は、全国72地区を選定し、地域協議会による地域の将来ビジョン作成やそれに基づく体制構築等を支援。) 第189回国会において、農業上の土地利用とそれ以外の土地利用との調整を図る総合的な土地利用計画制度を創設し「小さな拠点」の形成を推進する「地域再生法の一部を改正する法律案」を提出し、審議中。 <p>【農山村地域における生物多様性の効果的な保全に向け、生物多様性保全上重要な里地里山を明らかにし、地域主体による里地里山保全の取組への支援を検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土レベルでの生物多様性保全上重要な里地里山（以下「重要里地里山」という。）を平成26年度に約550箇所を選定 <p>[平成25年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年10月17日 里地里山保全・活用検討会議（第1回） 平成25年12月9日 里地里山保全・活用検討会議（第2回） 平成26年2月25日 里地里山保全・活用検討会議（第3回） <p>重要里地里山の選定にかかる「選定の目的」「保全活用の方向性」「選定の方法」を決定</p> <p>[平成26年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年10月9日 里地里山保全・活用検討会議（第1回） 平成27年2月26日 里地里山保全・活用検討会議（第2回） <p>重要里地里山約550箇所を選定</p>

<p>今後の施策の展開 方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、「美しい農村再生支援事業」により、美しい棚田や伝統ある疏水等を保全・継承し、農業・農村の活性化を図る地域の自主的な取組を支援。 ・ 現在審議中の「地域再生法の一部を改正する法律案」の趣旨に基づき、先行事例の整理に加え、全国ベースでの情報収集や具体的なニーズの掘り起こしを通して「小さな拠点」の形成を着実に推進。 ・ 平成 26 年度に選定した重要里地里山については、環境省ホームページで公表予定。今後、当該ホームページを媒体にして、全国的な地域の活動内容や実績を共有することで、里地里山の保全への取組を支援
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、環境省</p>

政策の展開方向	6. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	⑥ 鳥獣被害対策の推進
関連する目標	関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 903万人 (H24) → 925万人 (H25) (※目標：1,300万人 (H32))
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省及び農林水産省は、ニホンジカ、イノシシについて「平成35年度までに個体数を半減する」という当面の政府目標を設定。 (平成25年12月26日「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」) ・ 農林水産省においては、 <ul style="list-style-type: none"> ① 鳥獣被害防止特措法により市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみの取組を支援するため、鳥獣被害防止総合対策交付金を措置。 (平成26年度予算：当初予算95億円 補正予算20億円、平成27年度予算：95億円) ② 鳥獣被害対策実施隊の設置促進や体制強化のため、本交付金において、実施隊が中心となって行われる活動への定額助成や都道府県内における実施隊の設置状況に応じた優先配分など重点支援を行うとともに、現地説明会の開催やパンフレット・事例集の作成などの普及啓発活動を実施。 (鳥獣被害対策実施隊設置市町村 平成25年10月末現在：745市町村 → 平成26年10月末現在：939市町村) ③ 本交付金により、捕獲活動経費の直接支援、都市部等の他地域の人材を活用した取組に対する支援、捕獲技術高度化施設(射撃場)の整備などを支援し、捕獲従事者を育成・確保。また、ICTを用いた捕獲資材などの新技術実証等、高度な対策への取組や捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設の整備に対する支援を通じ、捕獲対策を強化。 ・ 環境省においては、平成26年度に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を改正し、都道府県等が捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」を創設するとともに、当該事業の実施を促進する新たな交付金事業を予算措置。 (平成26年度補正予算：13億円、平成27年度予算：5億円) ・ 厚生労働省においては、食用に供される野生鳥獣肉の安全性の確保を推進するため、平成26年11月に「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」を策定。 ・ 農林水産業に係る鳥獣被害対策及び鳥獣保護管理の効果的な実施を図るため、農林水産省と環境省が中心となって、関係6省2庁による連絡会議を開催。 (平成26年度：3回)

<p>今後の施策の展開方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、鳥獣被害防止特措法により市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみの取組を鳥獣被害防止総合対策交付金により支援するとともに、都道府県等が行う捕獲事業を指定管理鳥獣捕獲等事業交付金等により支援するなど、関係省庁が連携して鳥獣被害対策を推進。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、環境省、厚生労働省</p>

政策の展開方向	7. 林業の成長産業化
展開する施策	① CLT（直交集成板）等の新たな製品・技術の開発・普及のスピードアップに向けた環境整備、公共建築物の木造化、木質バイオマスの利用促進等による新たな木材需要の創出
関連する目標	○ 2020年までに国産材の供給量を3,900万m ³ に増加（2009年：1,800万m ³ ）
目標の進捗状況	○ 1,800万m ³ （H21）→2,200万m ³ （H25） （※目標：3,900万m ³ （H32））
施策の実施状況	<p>【CLT等の普及加速化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CLTの普及を計画的かつ総合的に進めるため、農水省と国交省が共同で平成26年11月にCLT普及のロードマップを作成・公表。26年度における具体的な取組としては、両省が連携して、一般的な設計法の確立に向けた実大実験（27年2月）を含むデータの収集・解析を進めたほか、施工ノウハウの蓄積のための実証的建築（26年度中に8棟竣工）の取組を推進。（26年度における生産能力は年間約1万m³程度） ・耐火部材の開発・普及や先導的な木造建築技術の実証を推進。 <p>【公共建築物の木造化・木質化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公共建築物等木材利用促進法」に基づく市町村方針が全国の8割を越える市町村で策定。（平成25年度末1,384市町村（79%）→平成26年度末1,472市町村（85%）） ・学校の校舎や市町村役場の庁舎等の公共建築物での利用に加え、バスターミナルや商業施設などの分野でも木造化の広がり。（国土交通省） ・平成26年6月に建築基準法が改正され、耐火構造としなければならない3階建ての学校等について、一定の防火措置を講じた場合には準耐火構造等にできることとした（平成27年6月施行）。 <p>【地域材等を活用した木造住宅・建築物の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域材等を活用した木造住宅の整備については、平成26年度予算及び平成27年度予算において、地域の工務店・製材業者・素材生産業者等が連携して実施する地域材の利用拡大に向けた取組を支援。 ・中大規模建築物の木造化に意欲的に取り組む建築士を育成（平成26年度末までに57名育成）。 ・枠組壁工法（ツーバイフォー工法）構造用製材等の日本農林規格を平成27年3月に改正し、ヒノキ、スギ等の樹種群を新たに追加し、スギ、ヒノキ等の利用拡大の途を開いた。 <p>【木質バイオマスのエネルギー利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマスのエネルギー利用としては、平成27年1月の時点で、年間2万トン以上の未利用間伐材等を活用した木質バイオマス発電施設が7箇所稼働中。また、平成27年4月より、未利用間伐材等を活用した木質バイオマス発電について、FITの調達価格として新たに2000kW未満の区分が設定。熱利用施設は、平成25年末までに約1,700箇所稼働中。平成25年度末時点で、約121万m³の木質バイオマスを利用。

	<p>【セルロースナノファイバーの研究開発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セルロースナノファイバーの研究開発等については、農林水産省、経済産業省、環境省、文部科学省等が連携して、平成26年8月「ナノセルロース推進関係省庁連絡会議」を設置した。本会議にて、各省連携を図りつつ、上流から下流まで以下の取組を実施。 (農林水産省（林野庁）) ・平成26年度補正予算（新規木材需要創出事業：5億円の内数）により、森林総合研究所において、木質バイオマスからのナノファイバー製造技術の開発実証等を推進。 (経済産業省) ・平成27年度新規予算（高機能リグノセルロースナノファイバーの一貫製造プロセスと部材化技術開発：4.5億円）により、次世代セルロースナノファイバーの研究開発を推進。 (環境省) ・平成27年度新規予算（セルロースナノファイバー等の次世代素材活用のFS：3億円）によりメーカー等と連携したCO2削減効果等に係るFSを推進。 (文部科学省) ・平成27年度予算（先端的低炭素化技術開発（ALCA）のうち「ホワイトバイオテクノロジーによる次世代化成品創出プロジェクト」：54億円（運営費交付金の中の推計額）の内数）により、画期的な革新的技術の研究開発を推進。 <p>【木材輸出の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林産物輸出額は、平成25年158億円、平成26年219億円。うち、木材輸出額は平成25年123億円、平成26年178億円。 ・平成27年1月に日本木材輸出振興協会が品目別輸出団体に指定されるとともに、林産物の輸出拡大方針を策定。 ・平成26年度予算により、中国・韓国を対象に、日本産木材の利用実証、展示会への出展、セミナーやホームページ開設による普及・PR等の取組を支援。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【CLT等の普及加速化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度早期を目途にCLTを用いた建築物の一般的な設計法を確立する。併せて、国産材CLTの生産体制構築、実証的建築による施工ノウハウの確立などの取組を総合的に推進。（27年度末までに5万㎡程度のCLT生産体制を整備） ・耐火部材の開発・普及や先導的な木造建築技術の実証やモデル実験棟建設に取り組む。 <p>【地域材等を活用した木造住宅・建築物の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の工務店、木材業者等の連携による地域材等を活用した木造住宅・建築物の普及に向けた取組を引き続き推進。 ・中大規模建築物の木造化に意欲的に取り組む建築士の育成を引き続き推進。（目標：平成26年度から平成28年度までに全国で150名程度育成）

	<p>【公共建築物の木造化・木質化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が整備した公共建築物について林野庁と国土交通省とが連携して木造化できなかった事例について調査等を行い、その結果を踏まえ、各省への技術的助言や働きかけを強化。また、木材利用方針未策定の市町村に対し木材利用方針の策定を働きかける、とともに、設計段階での技術指導等により公共建築物の木造化・木質化を推進。 <p>【木質バイオマスのエネルギー利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマスのエネルギー利用としては、平成32年のパルプ/チップ用としての利用量のうち600万m³を木質バイオマス発電等のエネルギー源等として利用することを目標としているところ。 ・木質バイオマスの安定供給・利用を推進するため、路網整備、施業集約化及び木質バイオマス関連設備等の導入等を引き続き実施するとともに、地域密着型の小規模発電や熱利用を推進するための専門家の派遣等を実施。 <p>【セルロースナノファイバーの研究開発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、セルロースナノファイバーの研究開発等によるマテリアル利用の促進に向けた取組を推進。 <p>【木材輸出の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林産物輸出額目標は、平成32年に250億円としているところ。 ・日本産木材によるモデル住宅の建築、木構造設計手引き書の作成、展示会出展、国内の輸出体制構築等により、丸太のみならず付加価値の高い製材品の輸出を促進。
府省庁名	農林水産省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省

政策の展開方向	7. 林業の成長産業化
展開する施策	② 需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の構築
関連する目標	○ 2020 年までに国産材の供給量を 3,900 万 ³ m ³ に増加(2009 年:1,800 万 ³ m ³) ○ 2013 年度から 2020 年度までの間に、毎年 52 万 ha の間伐等を実施
目標の進捗状況	○ 国産材の供給量 1,800 万 ³ m ³ (H21) →2,200 万 ³ m ³ (H25) (※目標 : 3,900 万 ³ m ³ (H32)) ○ 間伐等の実績 52 万 ha (H25) (※目標 : 毎年 52 万 ha)
施策の実施状況	<p>【国産材の安定的・効率的な供給体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度予算で地域材利活用倍増戦略プロジェクトを措置し、森林所有者、森林組合、国有林等が広域に連携する協議会を全国 8 地区で設置し、原木供給サイドと製材業者等の協定締結を含めた地域材の安定的・効率的な供給体制の構築に向けて、地域の構想づくりや合意形成等の取組を推進。 <p>【森林施業の集約化の加速化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度予算で森林整備地域活動支援交付金を措置し、国産材の安定的・効率的な供給に資する、森林組合等が行う森林所有者の所在確認や境界の確認等の施業集約のための活動を支援。 ・平成 26 年度予算において森林所有者、森林組合、民間事業者等意欲ある者への施業の集約化を進めるとともに、低コストで効率的な作業システムの普及・定着を推進。 ・森林法に基づく森林の所有者届出制度のパンフレット等による普及・周知を図るとともに、都道府県や市町村の林務担当部局が登記図電子データの提供を受ける仕組みを構築し、森林所有者情報の共有・活用を推進。 ・森林施業プランナーの育成に向け、平成 26 年度予算として、「森林施業プランナー実践力向上対策事業」を措置し、研修等を実施。(森林施業プランナー : 1,025 人 (平成 26 年度末)) <p>【林業の低コスト化・効率化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度補正予算で森林整備加速化・林業再生対策事業等を措置し、木材の効率的な供給に向けた路網の整備を推進。(路網密度 : 18.8 m/ha (H24) →19.5 m/ha (H25)) ・平成 26 年度予算で森林・林業再生基盤づくり交付金、森林整備加速化・林業再生対策事業を措置し、林業事業者等において低コストで効率的な作業システムの構築に必要な高性能林業機械の導入、原木流通の効率化に向けたストックヤードの整備等を推進(平成 25 年度末時点における高性能林業機械の保有台数 : 6,228 台)。 ・平成 26 年度予算で次世代架線系高性能林業機械等開発推進事業を措置し、無線を用いた遠隔操作により安全かつ効率的に作業ができる油圧式集材機等の開発を推進。 <p>【多様な担い手の確保・育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場管理責任者を始めとした現場技能者の確保・育成に向けて、平成 26 年度予算として「緑の雇用」(現場技能者育成対策事業)及び

	<p>緑の青年就業準備給付金事業を措置し、知識・技術を習得するための研修への支援、資金の給付等を実施。（現場管理責任者等：1,028人（平成25年度末））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度予算で森林総合監理士等育成対策事業を措置し、森林総合監理士の候補者となる若手技術者の育成を図るための研修を実施。（森林総合監理士：461人（平成26年度末））
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【国産材の安定的・効率的な供給体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度予算で新たな木材需要創出総合プロジェクトを措置し、需給情報の共有を図るため、協議会に川下の需要者を加えるなど実施体制を強化。 <p>【森林施業の集約化の加速化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度予算で森林整備地域活動支援交付金を措置し、引き続き、都道府県の林務部局・地籍部局双方による情報共有等、地籍調査と連携した取組を推進。 ・引き続き、森林所有者、森林組合、民間事業者等意欲ある者への施業の集約化を進めるとともに、低コストで効率的な作業システムの普及・定着を推進。 ・引き続き、森林所有者届出制度や行政機関が有する森林所有者情報の共有を推進。 ・森林施業プランナーの育成に向け、平成27年度予算として引き続き「森林施業プランナー実践力向上対策事業」を措置し、研修等を実施。（目標：平成27年度末までに森林施業プランナーを2,100人認定） <p>【林業の低コスト化・効率化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、木材の効率的な供給に向けた路網の整備を推進。 ・平成27年度予算で森林・林業再生基盤づくり交付金を措置し、引き続き、高性能林業機械の導入、ストックヤードの整備等を推進。 ・平成27年度予算で次世代架線系高性能林業機械等開発推進事業を措置し、引き続き、新たな架線系機械の開発を推進。 <p>【多様な担い手の確保・育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場管理責任者を始めとした現場技能者の確保・育成に向けて、平成27年度予算として、引き続き「緑の雇用」（現場技能者育成対策事業）及び緑の青年就業準備給付金事業を措置し、知識・技術を習得するための研修への支援、資金の給付等を実施。（目標：平成32年度末までに現場管理責任者等を5,000人育成） ・平成27年度予算で森林総合監理士等育成対策事業を措置し、引き続き、森林総合監理士の候補者となる若手技術者の育成を図るための研修を実施。（目標：平成32年度末までに森林総合監理士を2000人～3000人育成）
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省</p>

政策の展開方向	7. 林業の成長産業化
展開する施策	③ 適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持・向上
関連する目標	○ 2020年までに国産材の供給量を3,900万m ³ に増加(2009年:1,800万m ³) ○ 2013年度から2020年度までの間に、毎年52万haの間伐等を実施
目標の進捗状況	○ 国産材の供給量 1,800万m ³ (H21)→2,200万m ³ (H25) (※目標:3,900万m ³ (H32)) ○ 間伐等の実績 52万ha(H25)(※目標:毎年52万ha)
施策の実施状況	<p>【森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策や「緑の国土強靱化」の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度予算として、森林整備事業、治山事業等により、間伐や路網整備等の森林吸収源対策を推進。 ・平成26年度予算として、苗木安定供給推進事業等により、CO₂吸収量の高い森林への転換に向けて、成長に優れた苗木等を開発・育成。 ・平成26年度予算として、治山事業により、荒廃山地の復旧整備や機能が低下した森林の整備を実施。 ・平成26年度予算として、森林におけるシカ等の捕獲・処分等を広域的・面的に実施。 <p>【地域住民等による森林管理活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度予算として、森林・山村多面的機能発揮対策交付金により、地域住民が中心となって実施する里山林の保全などの日常的な管理活動等の取組を支援。 (平成26年度末 活動組織数:1,736団体(暫定値))
今後の施策の展開方向	<p>【森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策や「緑の国土強靱化」の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備事業、治山事業等により、間伐や路網整備等の森林吸収源対策を推進。(目標:毎年52万ha) ・苗木安定供給推進事業等により成長に優れた苗木等を引き続き開発・育成。また、森林整備事業により成長に優れた苗木等による再造林を行い、CO₂吸収量の高い森林への転換を推進。 ・荒廃山地の復旧整備や機能が低下した森林の整備を実施。 ・森林におけるシカ等の捕獲・処分等を引き続き広域的・面的に実施。 <p>【地域住民等による森林管理活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林・山村多面的機能発揮対策交付金により、全国で地域の特性に応じた森林の保全管理や山村活性化の取組が定着するよう支援を実施。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	8. 水産日本の復活
展開する施策	① 水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進
関連する目標	2022年までに魚介類生産量（食用）を449万トン（2005年度水準）に向上（2012年：376万トン）
目標の進捗状況	魚介類生産量（食用）377万トン（H24）→370万トン（H25）（※目標：449万トン（H34）） ※H24年の魚介類生産量（食用）について、目標策定時の376万トンは概算値、目標の進捗状況における377万トンは確定値のため異なる。
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「浜の活力再生プラン」については、現在全国の浜で500を超える再生委員会が設立され、プランも4月末までに443策定されたところ。水産関連施策についてプラン策定地域を優先採択し、プランの策定・実行を推進。 ・ 「資源管理のあり方検討会」の取りまとめを踏まえ、 <ul style="list-style-type: none"> ① マサバ（太平洋系群）についての個別割当（IQ）方式の資源管理の実効性や収益性の改善効果の実証を実施 ② スケトウダラ（日本海北部系群）のTACをABC（生物学的許容漁獲量）と等量に改善など、資源管理を推進。 ・ 漁業構造改革総合対策事業による、改革型漁船の導入・実証を推進。 ・ 計画的に資源管理に取り組む漁業者に対し、資源管理・収入安定対策を実施し、生産額全体の6割を占める漁業者が加入。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「浜の活力再生プラン」を28年度末までに全国600策定。また、新たに地域全体の活性化を目指す「広域浜プラン」を29年度末までに60の地域で策定し、これらにより5年間で漁業者の所得10%以上向上を目指す。 ・ 高精度な資源評価を基に、IQ方式の実証など資源管理の高度化を推進し、34年度末までに、生産額全体のおおむね9割を占める漁業者が資源管理・収入安定対策に加入。 ・ 高性能漁船の導入、魚種転換等の改革計画により収益性の高い生産・操業体制へ転換する。31年度末までに完了する改革計画のうち償却前利益を超える収入向上の取組の割合を8割に増加させる。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	8. 水産日本の復活
展開する施策	② マーケットインの発想による生産から加工・流通、販売・輸出の各段階の取組の強化による消費・輸出拡大
関連する目標	2020年までに国産水産物輸出額を3,500億円に倍増(2012年:1,700億円)
目標の進捗状況	国産水産物輸出額1,700億円(H24)→2,337億円(H26) (※目標:3,500億円(H32))
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度予算として、国産水産物流通促進事業を措置し、水産物の川上(産地)から川下(消費地)までの流通の目詰まり解消を支援。 ・ 国産水産物の輸出拡大を加速化するため、以下の取組を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ① HACCP対応のための施設改修等を支援 ② 現地指導や指導員育成等の支援により、HACCP認定加速化 ③ 生産海域、養殖の残留動物医薬品モニタリング体制の整備 ④ EU向けHACCP認定施設の指導・監視 ⑤ 履歴情報システムの構築 ⑥ 産地市場のEU向けHACCP取得のための実務マニュアルの策定 ・ 昨年6月に養殖場等に係るEU向けHACCP登録申請の標準処理期間を30日に設定。また、水産加工施設に係る同期間を90日に設定。 ・ 昨年10月から、水産庁による水産加工施設のEU向けHACCP認定業務を開始し、5月末現在2施設を認定。また、昨年度、厚生労働省において8施設の水産加工施設等を認定。 ・ 本年2月、水産物・水産加工品の品目別輸出団体を創設。 ・ 拠点漁港等における高度衛生管理型漁港整備について、平成26年度に13漁港実施。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水産物の輸出目標3,500億円の達成に向け、 <ul style="list-style-type: none"> ① EU向けHACCP認定の加速化を図り、厚生労働省と併せて2014-19年度で100件程度の認定を目指すとともに、 ② 漁港施設の高度衛生管理を推進し、2020年度末までに、戦略的に輸出を目指す漁港のうち、高度な品質・衛生管理体制が構築された漁港の割合を5割とする。
府省庁名	農林水産省、厚生労働省

政策の展開方向	8. 水産日本の復活
展開する施策	③ 浜と食卓の結びつきの強化
関連する目標	2022年までに魚介類消費量を29.5kg/人年(2010年度水準)に向上(2012年:28.4kg/人年)
目標の進捗状況	魚介類消費量28.9kg/人年(H24)→27.0kg/人年(H25)(※目標:29.5kg/人年(H34)) ※H24年の魚介類消費量について、目標策定時の28.4kg/人年は概算値、目標の進捗状況における28.9kg/人年は確定値のため異なる。
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 水産物の消費拡大として、全漁連の「プライドフィッシュ」や官民協働の取組「魚の国しあわせ」プロジェクトによる「ファストフィッシュ」商品の選定等の取組を推進。 <p style="text-align: center;">（ プライドフィッシュ：平成27年4月末までに28都道府県・86魚種を選定済み。 ファストフィッシュ：計11回の選定で、のべ538社3,010商品を選定。 ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本年3月、子供たちへの魚食普及を期待し、「おさかなたべよう大使」にKirimi.ちゃんを任命。 水産日本の復活に主体的に取り組む漁業界と連携・協力し、後押ししようという「浜の応援団」に、4月末までに131者が登録済。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> 全漁連の「プライドフィッシュ」や官民協働の取組「魚の国しあわせ」プロジェクト等の取組を引き続き推進。 漁協等のイベントへのKirimi.ちゃんの参加を推進。 引き続き「浜の応援団」を募集するとともに、情報の発信を推進。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	9. 東日本大震災からの復旧・復興
展開する施策	① 復興交付金等を活用した施策の推進
関連する目標	<p>○津波被災農地について、被害が甚大な農地等の復旧や被災地の要望に応じた農地の大区画化を推進</p> <p>○漁港施設、海岸保全施設については、2015 年度末までに復旧を概ね完了</p> <p>○海岸防災林については、植栽までの全体の復旧を 2020 年度までに完了することを目指す</p>
目標の進捗状況	<p>○津波被災農地について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農再開可能な農地面積 13,470ha (H25) →15,060ha (H26) (※目標：約 17,000ha (復旧対象農地の約 8 割) (H28)) <p>○漁港施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岸壁の復旧により陸揚げが可能 (部分的に回復したものを含む) となった漁港数 283 漁港 (H25) →307 漁港 (H26) (※目標：319 漁港 (H27)) <p>○海岸保全施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本復旧工事が完了した地区数 86 地区 (H25) →105 地区 (H26) (※H26 には避難指示解除準備区域を含む。) (※目標：501 地区 (H30)) <p>○海岸防災林について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本復旧工事が完了した防災林延長 23km (H25) →約 30km (H26) (※目標：約 140km (H32))
施策の実施状況	<p>【復旧・復興を契機とした担い手への農地集積、農地復旧や除塩、除染等と併せた農地の大区画化、宅地の高台への集団移転や帰還促進と連携した農地整備を推進。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波被災農地の大区画化等については、直轄事業や東日本大震災復興交付金等を活用して 43 地区で実施中。 ・環境省を中心に関係省庁や県、市町村等との連携により、農地の除染と区画整理等の農地整備の一体的な実施に向けた取組を 3 地区で実施中。 ・防災集団移転促進事業による高台への集団移転と併せて移転跡地を含めた農地整備を行う事業について、計画している 16 地区のうち 14 地区で実施中。また、残りの 2 地区についても実施に向けた調査計画を実施中。 <p>【水産物の流通拠点漁港を対象とした高度衛生管理に対応した荷さばき所等を整備するとともに、福島県の漁業の早期再開に向けた取り組みを支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度予算として水産基盤整備事業を措置し、水産物の流通拠点漁港において、高度衛生管理に対応した荷捌き所の整備等を支援。平成 27 年度予算でも引き続き実施 (被災県において 7 地区の荷捌き所を整備中)。また、試験操業の対象種を現在の 64 種 (H27. 4. 30 現在) から順次拡大。

	<p>【被災した海岸防災林について、被災箇所ごとの地形条件及び地域の合意形成の状況を踏まえながら、津波に対する防災機能も考慮した復旧・再生を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度予算として、災害復旧事業、治山事業により、生育基盤盛土や植栽等を行い、平成 26 年度末までに被災延長約 140km のうち約 30km について復旧・再生を完了。平成 27 年度予算も引き続きこれらの事業を実施。 <p>【大型機械を利用する乾田直播等によるコスト削減、イチゴ栽培における病害防除のための紫外光蛍光灯照射など先端的な農林水産技術の実証を実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食料生産地域再生のための先端技術展開事業により、被災地（岩手県、宮城県及び福島県）において 48 の研究課題を設定し、大規模実証研究を推進。 得られた研究成果については、現地検討会や開放型研究室による情報発信等を通じて被災地への導入が進みつつある。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農地、漁港施設、海岸防災林については、引き続き復旧・復興に取り組む。 海岸保全施設については、背後のまちづくり計画等との調整、地元住民の合意形成の推進等、丁寧な説明を実施中であるため、目標年度を見直し 2018 年度末に復旧を概ね完了することを目指す。 技術実証については、引き続き必要な措置を講じるとともに、被災県の復興事業等とも連携し、得られた研究成果の積極的な普及を図る。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、国土交通省、復興庁</p>

政策の展開方向	9. 東日本大震災からの復旧・復興
展開する施策	② 「新しい東北」の実現に向けた施策の推進と成長戦略等に基づく各省の施策について東北での重点的な展開の推進
関連する目標	創造と可能性の地としての「新しい東北」をつくりあげる
目標の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「新しい東北」先導モデル事業により、平成 25 年度は 66 事業、平成 26 年度は 95 事業を支援。 ○ 産業復興創造戦略の目標像に基づき、そのための施策を平成 26 年度、平成 27 年度の産業復興施策として体系化。
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の先駆的な取組を加速化するモデル事業を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域での植物工場を活用した低コスト・省力化栽培方法の確立、未利用水産物を活用した新商品開発といった、被災地で進む先導的な取組を加速し、横展開可能な「モデル」を構築するため、平成 25 年度・平成 26 年度予算により、ソフト面における事業費を支援。 ○ 東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略に基づき、水産加工業・食品製造業・農林水産業の復興を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧・復興を契機とした担い手への農地集積、農地復旧や除塩等と併せた農地の大区画化を推進。また、林業については、需要者のニーズに対応した木材安定供給体制を構築支援するとともに、水産業については漁業者や水産加工業者が、生産性の向上、高付加価値化、新商品開発等に取り組むこと等を支援。 ○ 人材派遣や民間投資を促進するためのプラットフォームを構築 ○ 復興に携わる多様な主体（企業、大学、NPO等）の連携推進に向けて情報の共有・交換を行う「新しい東北」官民連携推進協議会を設立 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年 10 月から開始した「WORK FOR 東北」事業により、被災地が必要としている民間の専門人材を現地に派遣。 ・ 平成 25 年 12 月に「新しい東北」官民連携協議会を設立し、協議会の下、被災地で事業展開されている多様な主体（企業・大学・NPO等）による取組について、情報の共有・交換を進め、様々な連携を推進。 ・ 平成 26 年 7 月、協議会の下に復興金融ネットワークを設立。被災地における新たな資金供給の創出、官主導の取組による復旧から民主導の取組による本格的な復興、に向けて取組中。 ・ 平成 26 年 11 月、協議会の下に販路開拓支援チームを設立。被災地の水産加工業等が抱える「販路開拓」等の課題の克服に向け、被災地事業者の販路開拓支援に取り組む企業や団体の間で、互いの強みを活かした連携を進め、新たなアクションの創出に向けた取組を実

	<p>施中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 4 月、協議会の下に企業連携グループを設立。自治体、産業支援機関、商工会議所・商工会等の連携を促進することで、企業支援体制を強化している。 ・平成 27 年 4 月、自治体版ハンズオン支援により、地域の抱える課題の解決に向けて新たな取組を行う自治体を対象として、各自治体の取組状況やニーズに応じたきめ細かな支援を開始。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでに加速させてきた地域の先駆的な取組の定着や他地域への横展開の促進に向けて、必要な措置を講ずる。 ・平成 27 年度においても、引き続き、産業復興施策の実施に取り組む。
<p>府省庁名</p>	<p>復興庁</p>

政策の展開方向	9. 東日本大震災からの復旧・復興
展開する施策	③ 風評被害対策や産業復興の推進のためのタスクフォースの下、被災地産食品の信頼回復を図る
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各自治体で実施された食品中の放射性物質の検査結果や出荷制限等の情報について、ホームページ等で公表（日本語・英語）。 ・ インターネットを活用した食品中の放射性物質に係る基準値の周知徹底。 ・ 消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省共催で、食品中の放射性物質対策に関する説明会を実施（平成24年度は27回、25年度は8回、26年度は6回開催）するとともに、ホームページ等による情報発信を実施。 ・ 食品中の放射性物質に関し、正確な情報を提供し消費者の理解の増進と自らの消費行動の決定のため、平成26年度も全国で99回のリスクコミュニケーションを実施。 ・ 平成25年度に養成したコミュニケーターが、平成26年度も継続し、地域においてきめ細やかな情報発信ができるよう、Webやメールマガジンでの最新情報の提供や、フォローアップ研修（18回開催）を実施。 ・ 放射性物質や食品等の安全性に関する問題を分かりやすく説明した冊子「食品と放射能Q&A」を改訂（第9版）、及び、特に重要な点を抜粋した「食品と放射能Q&A ミニ」を作成し提供。 ・ 生産者による安全性確保や復興を目指した取組等を知っていただく活動として、「東北未来がんばっぺ大使」（女優・秋吉久美子さん）による生産者訪問や対談等の活動内容を公表、広報した。 ・ 平成24年度より、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、被災地産食品の販売促進フェアの開催促進や社員食堂等での利用の取組を実施（平成27年3月末現在1106件）。 ・ 平成24年度補正予算より、福島産農産物等戦略的情報発信事業として、メディアを活用したPR活動や生産地へのツアー等の福島県が行う広報活動に対して復興庁と連携して支援を実施。 ・ 平成23年度補正より「農産物等消費応援委託事業（「食べて応援しよう！官民連携推進事業）」を措置し、全国紙2紙、地方紙7紙、首都圏のJR各線での車内動画広告、YouTube動画等を通じ、復興に向け取り組む生産者の姿や被災地産食品等の魅力の情報を広く発信。 ・ 平成25年度より、経済産業省内で、「福島産業復興フェア」として、

	<p>福島県産品の販売・観光情報展示等により福島県の魅力をトータルに発信。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際会議・展示会等において、福島県産品のPRを実施。 ・平成25年度より、経済産業省内コンビニエンスストアにおいて福島県産品を販売。 ・日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所宛てに、復興大臣名で、被災地産品の活用・販売のいっそうの推進を要請。（平成26年7月） ・流通業界10団体宛てに、経済産業副大臣名で、特産品フェア等を通じた被災地産品の販売促進を要請。（平成25年度、平成26年度） ・広域に販売網・拠点を有する流通事業者に対し、被災地産品（農産物）の消費拡大に向けた取組について、福島県・JA等が個別に商談できるよう経産省を中心に環境を整備。（平成27年4月） ・平成27年度予算として「復興水産加工業販路回復促進事業」を措置し、復興水産販路回復アドバイザーを追加任命し、新商品開発や販路回復に向けた個別指導やセミナー等を実施。 ・水産庁と経済産業省が協力し、被災地の水産加工業者に対して中小企業施策についての説明会等を実施。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度も引き続き、関係府省共催の意見交換会・説明会の開催を予定。 ・平成27年度も引き続き、前記に加え、福島県をはじめとした地方公共団体や各種団体等と連携するなどし、リスクコミュニケーションに継続的に取組む。 ・平成27年度も引き続き「食べて応援しよう！」の取組、福島発農産物等戦略的情報発信事業を実施。 ・平成27年度も引き続き農産物等消費応援委託事業（「食べて応援しよう！」官民連携推進事業）を実施。生産者に加え、特に、幅広い業界を巻き込みながら被災地応援の取組を実施しているNPO法人や団体等との連携を促進することで実施体制を強化。 ・平成27年度も引き続き、国際会議・展示会等での福島県産品のPRや経済産業省における福島県産品の販売等を実施。 ・平成27年6月には被災地の水産加工業者約100社が参加する「東北復興水産加工品展示商談会2015」（会場：仙台市）を開催する等、引き続き水産加工業の販路回復に向けた支援を実施。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、復興庁、消費者庁、厚生労働省、経済産業省</p>